

第3期 多古町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

(素案)

令和7年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
(1) 子ども・子育て会議	2
(2) 保護者のニーズ調査	2
(3) 小・中学生のアンケート調査	2
(4) パブリックコメント	2
第2章 多古町の子どもと保護者を取り巻く現状	3
1 人口と世帯の状況	3
(1) 人口推移（年齢3区分別人口）	3
(2) 人口構成比の推移	3
(3) 人口ピラミッド	4
(4) 家族類型別世帯割合の推移	4
(5) 母子・父子世帯数の推移	5
2 婚姻、出生等の状況	5
(1) 婚姻・離婚件数の推移	5
(2) 合計特殊出生率の推移	6
(3) 出生数と自然動態	6
3 就業の状況	7
(1) 就業者数・就業率の推移	7
(2) 産業分類別就業状況	8
(3) 女性の年齢別就業状況	9
4 児童数の推移と教育・保育施設等の状況	10
(1) 児童数の推移	10
(2) 認定こども園の状況	10
(3) 小学校の状況	11
(4) 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況	11
5 保護者のニーズ調査	12
6 小・中学生のアンケート調査	21
第3章 計画の基本的考え方	28
1 計画の基本理念と基本目標	28
(1) 計画の基本理念	28
(2) 計画の基本目標	29
(3) 計画の体系	30
2 こどもの数の将来推計	31
3 教育・保育提供区域の設定	32
第4章 幼児期の教育・保育の確保	33
1 教育・保育給付認定について	33
2 量の見込みと確保量について	34
(1) 教育・保育事業の現状	34
(2) 利用者数の見込みと確保量	34
(3) 確保方策	35

第5章 子ども・子育て支援の展開	36
1 地域子ども・子育て支援事業の展開	36
(1) 利用者支援事業	36
(2) 地域子育て支援拠点事業	36
(3) 妊婦健康診査	37
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	38
(5) 養育支援訪問事業	38
(6) 子育て短期支援事業	39
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	39
(8) 一時預かり事業	40
(9) 延長保育事業	41
(10) 病児保育事業	42
(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	43
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	44
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	44
(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	45
(15) 産後ケア事業	45
(16) 子育て世帯訪問支援事業【新規】	45
(17) 児童育成支援拠点事業【新規】	45
(18) 親子関係形成支援事業【新規】	46
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	46
(20) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【新規】	46
2 多古町の次世代育成支援に向けた取組	47
第6章 計画の推進	65
1 計画の周知・広報	65
2 教育・保育の提供にあたって	65
(1) 教育・保育の一体的な提供と質的向上の推進	65
(2) 産後の休業及び育児休業の保育等の利用支援	65
3 計画の進行管理	66
(1) 連携による施策等の推進	66
(2) 実績把握・評価・見直し	66
■資料編	67

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながることはもとより、これからの社会の担い手を育成するという未来に向けた投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

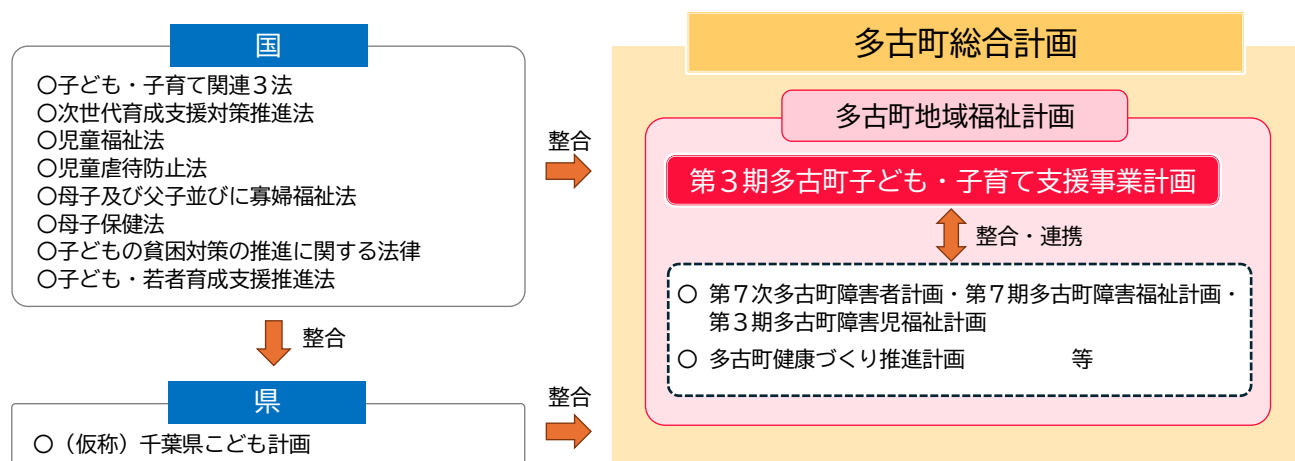
近年、核家族化や情報化の進展による生活スタイルの変化、共働き家庭の増加、人口減少とコミュニティの希薄化などにより地域を取り巻く状況が大きく変化する中、すべての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するためには、地域社会全体で力を合わせ良好な子育て環境をつくり上げていくことが重要です。

本町では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期多古町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、令和6年度をもって計画期間が終了することから、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るとともに、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるために地域社会が協働し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことで、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、新たに令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期多古町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」も一体的に策定し、本町の子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

また、本町のまちづくりの最上位の計画である「多古町総合計画」をはじめ、障害者計画、障害福祉計画等の関連する他の計画との調和を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
多古町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕					多古町子ども・子育て支援事業計画 〔第3期〕				
				第3期計画策定			必要に応じた 中間見直し		次期計画策定
適宜点検					適宜点検				

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

計画の策定にあたり、市町村において、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」の設置が求められています。

本町では、保護者や地域住民の代表、教育・保育福祉関係者、学識経験者などで構成する「多古町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の検討・審議を行いました。

(2) 保護者のニーズ調査

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画内容に反映させることを目的として、就学前児童及び小学生の保護者を対象にアンケートによるニーズ調査を実施しました。

(3) 小・中学生のアンケート調査

こども基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる」ことを求めています。

本町では、これらを踏まえ、小学校4年生と中学1年生の児童・生徒を対象にアンケートによる意見聴取を実施し、聴取した意見を大事にしてこども施策を進めていきます。

(4) パブリックコメント

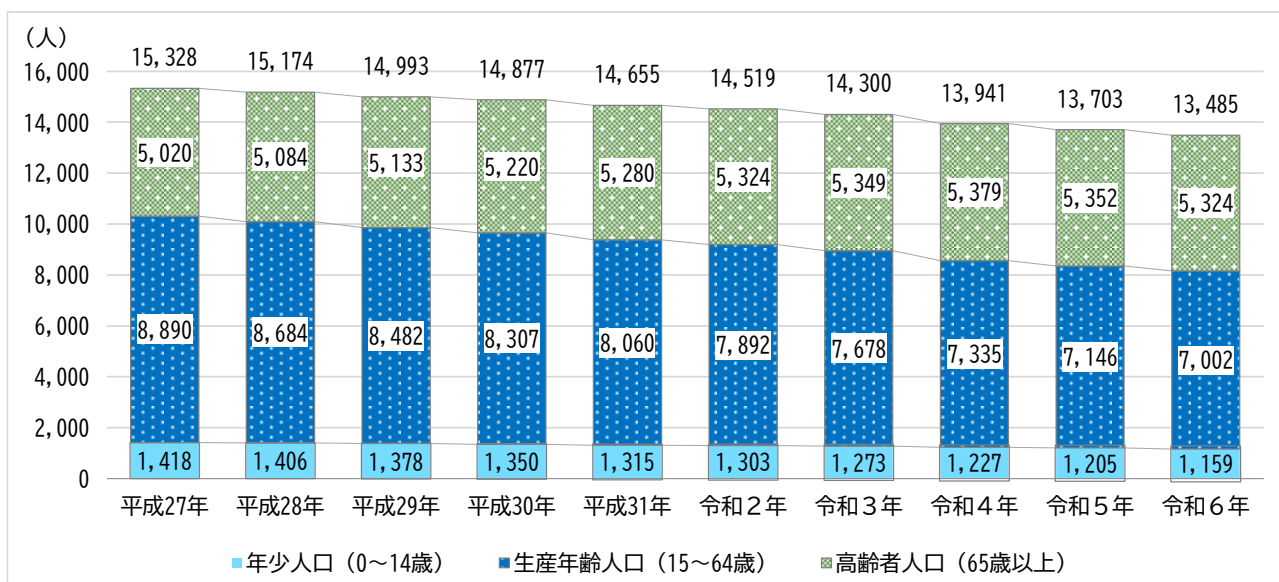
計画案の内容等を公表し、意見を聴取するパブリックコメントを実施しました。

第2章 多古町の子どもと保護者を取り巻く現状

1 人口と世帯の状況

(1) 人口推移（年齢3区分別人口）

本町の人口は、減少傾向で推移しています。令和6年4月1日現在、13,485人となり、年少人口（0～14歳）についても減少傾向で推移しています。

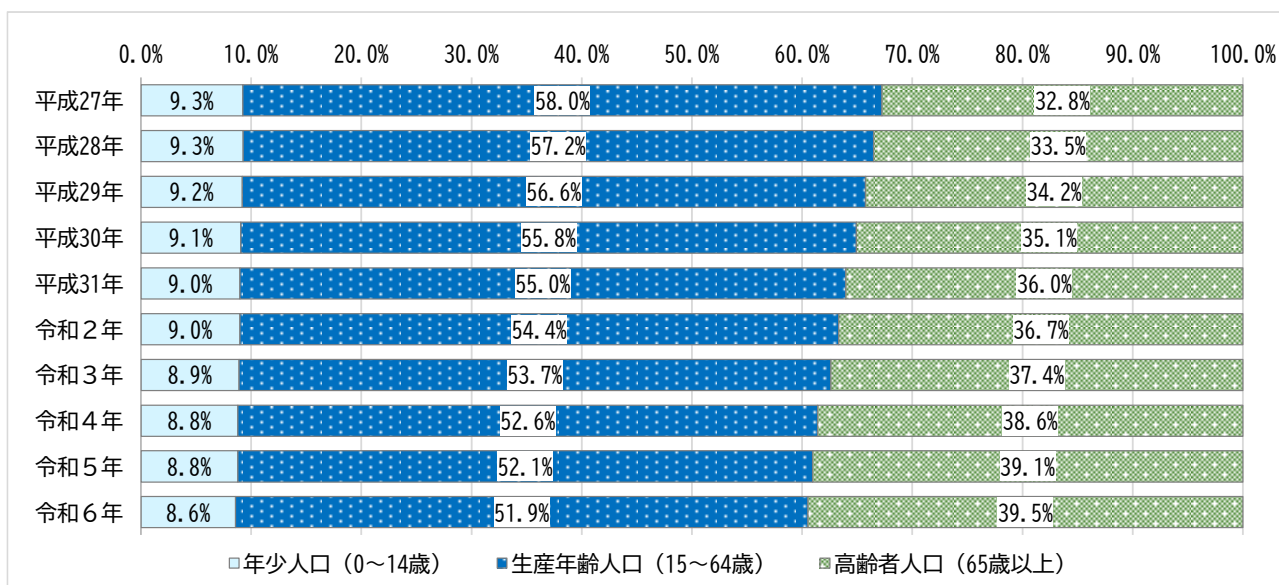


住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口構成比の推移

年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）が微減傾向、生産年齢人口（15～64歳）が縮小傾向、高齢者人口（65歳以上）が上昇傾向にあります。

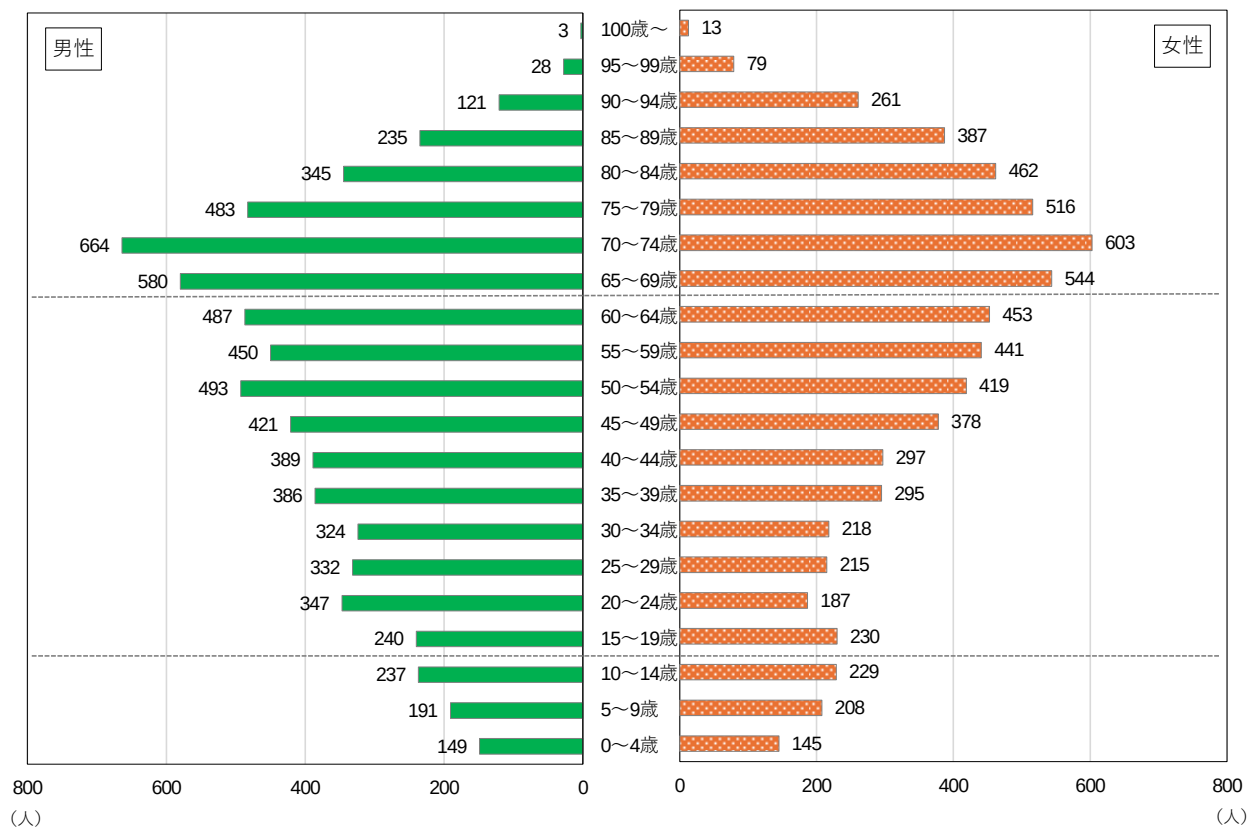
本町においても、少子高齢化の進行が続いています。



住民基本台帳（各年4月1日現在）

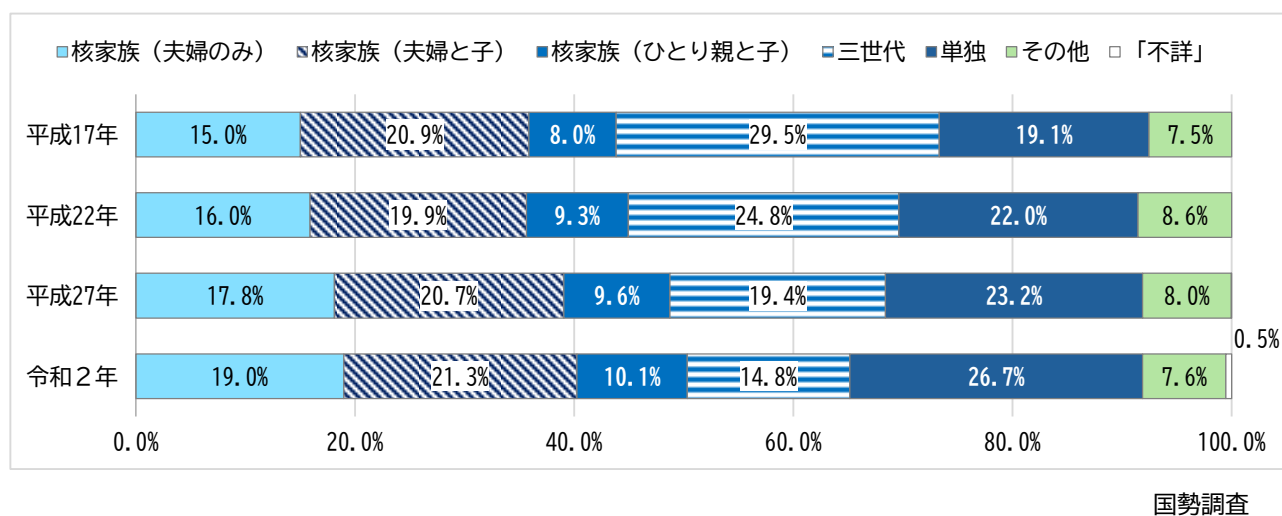
(3) 人口ピラミッド

本町の令和6年4月1日現在の人口ピラミッドをみると、年少人口(15歳未満)の減少と高齢者人口(65歳以上)の増加が進む、少子高齢化の進行により、「つぼ型」となっています。つぼ型については、将来人口の減少が予測される型とされています。



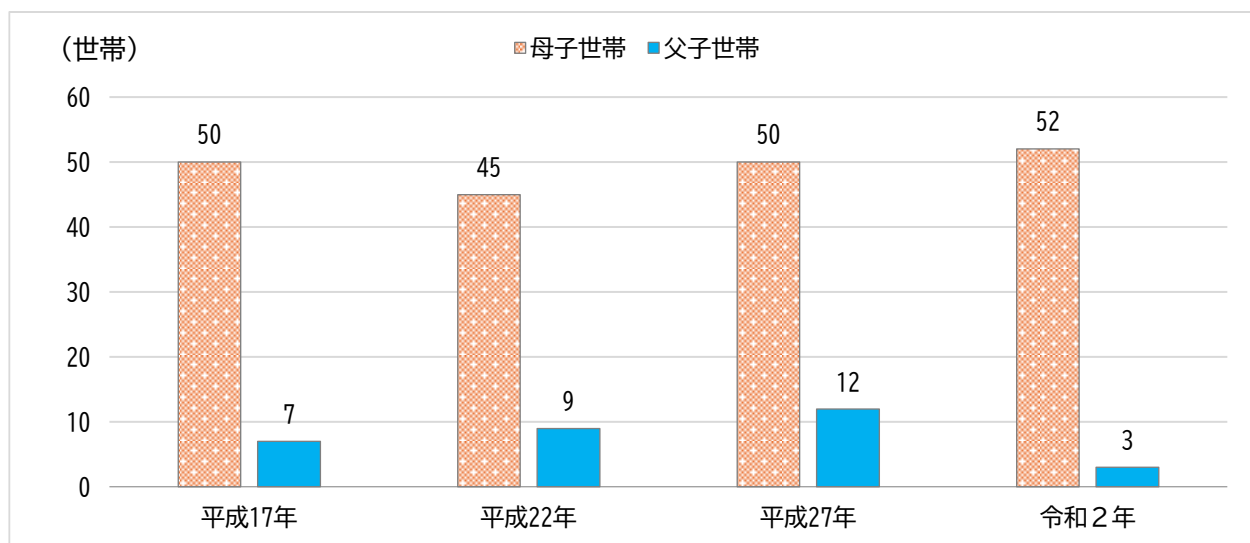
(4) 家族類型別世帯割合の推移

世帯の家族類型別の割合の推移をみると、核家族世帯と単独世帯の割合が上昇し、三世帯世帯の割合の低下が続いています。



(5) 母子・父子世帯数の推移

母子世帯は平成22年以降、微増傾向となっています。父子世帯は微増傾向にありましたが、令和2年は減少に転じています。

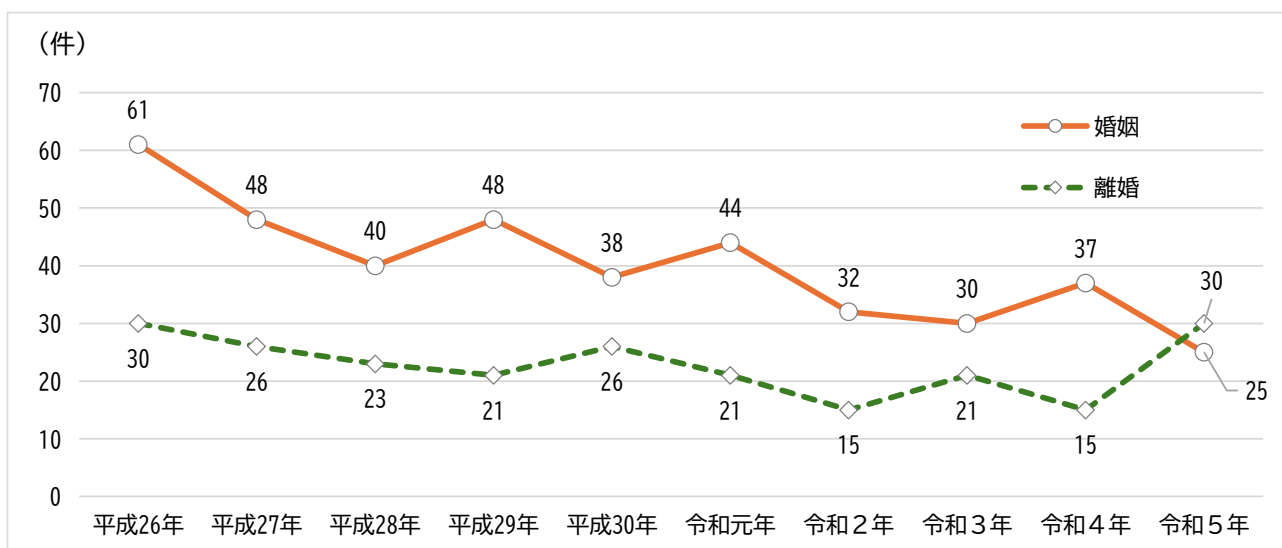


国勢調査

2 婚姻、出生等の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数とも年によって増減していますが、婚姻件数は、減少傾向にあり、令和5年は25件となっています。離婚件数も令和4年まで微減傾向にありましたが、令和5年は上昇に転じ、30件となり、離婚件数が婚姻件数を上回りました。

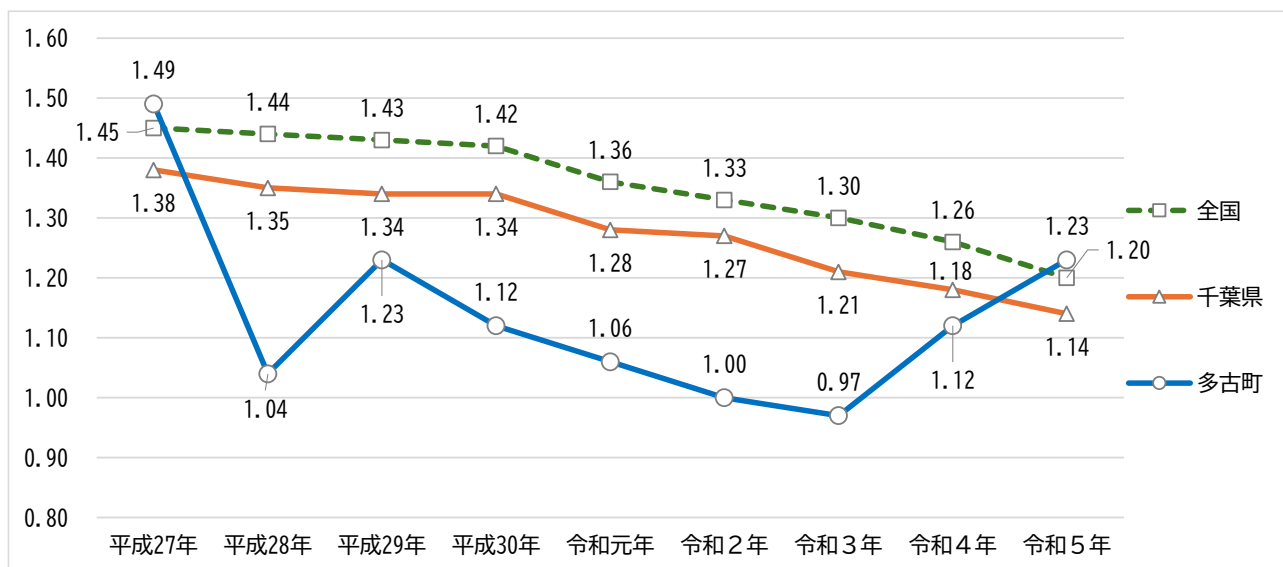


人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率※の推移について、全国・千葉県は低下傾向にあり、令和5年は、全国が1.20、千葉県が1.14となっています。

本町は、年によって上下していますが、平成29年から令和3年までは低下傾向にあったものが、令和4年に上昇に転じ、令和5年は、全国・千葉県を上回り、1.23となっています。



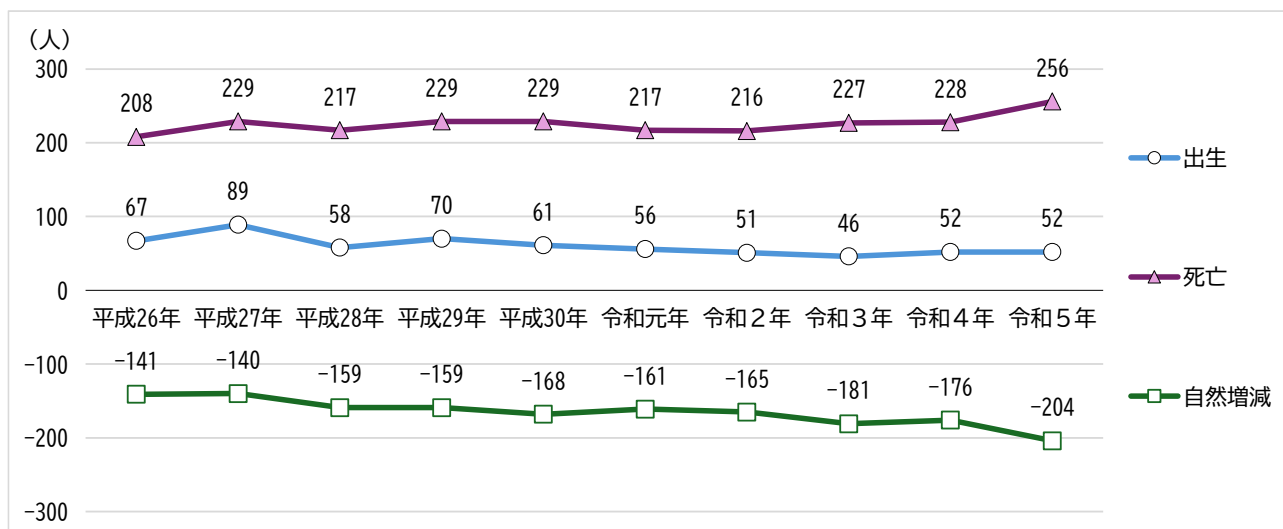
全国・千葉県：人口動態統計、多古町：市町村別合計特殊出生率（県算出）

※「合計特殊出生率」

合計特殊出生率は、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの

(3) 出生数と自然動態

本町の出生数は、微減もしくは横ばい傾向にあり、近年は50人前後で推移しています。死亡数は、微増傾向にあり、その差を示す自然増減は、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、令和5年はマイナス200人を超え、204人減となっています。

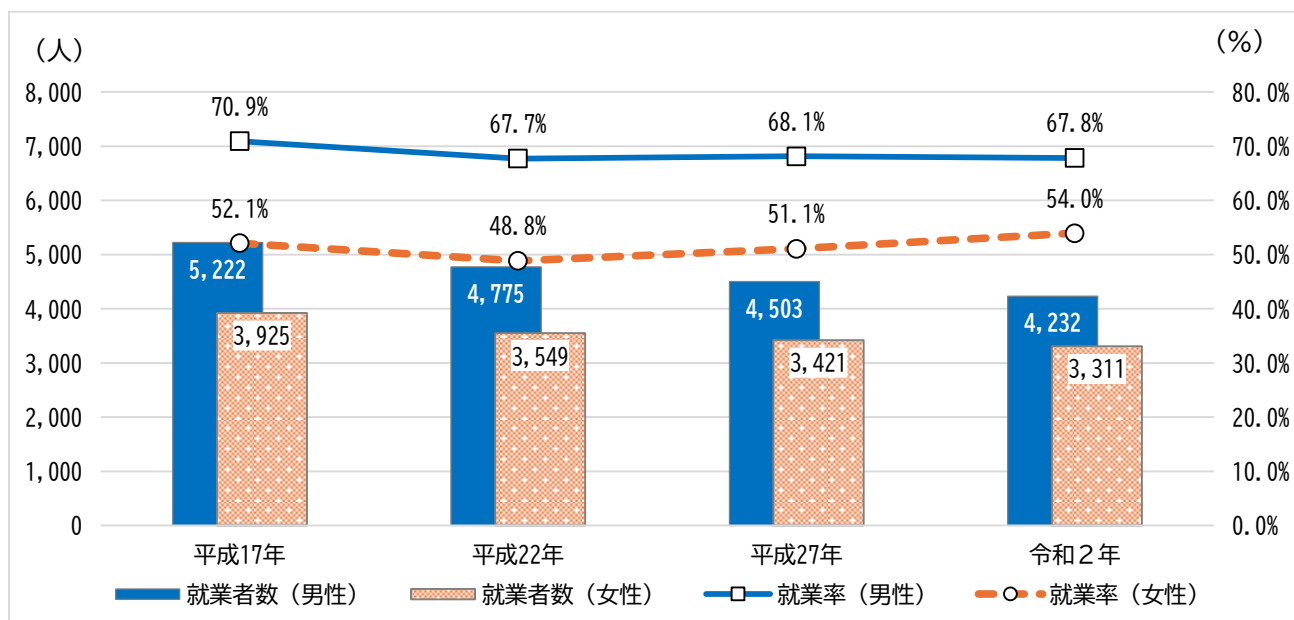


人口動態統計

3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率の推移

本町の就業者数は、男女ともに減少傾向にあります。15歳以上人口に占める就業者の割合である就業率※について、男性は7割弱で横ばい傾向にある一方、女性は平成22年以降上昇傾向にあり、令和2年は女性の5割強が就業している状況となっています。



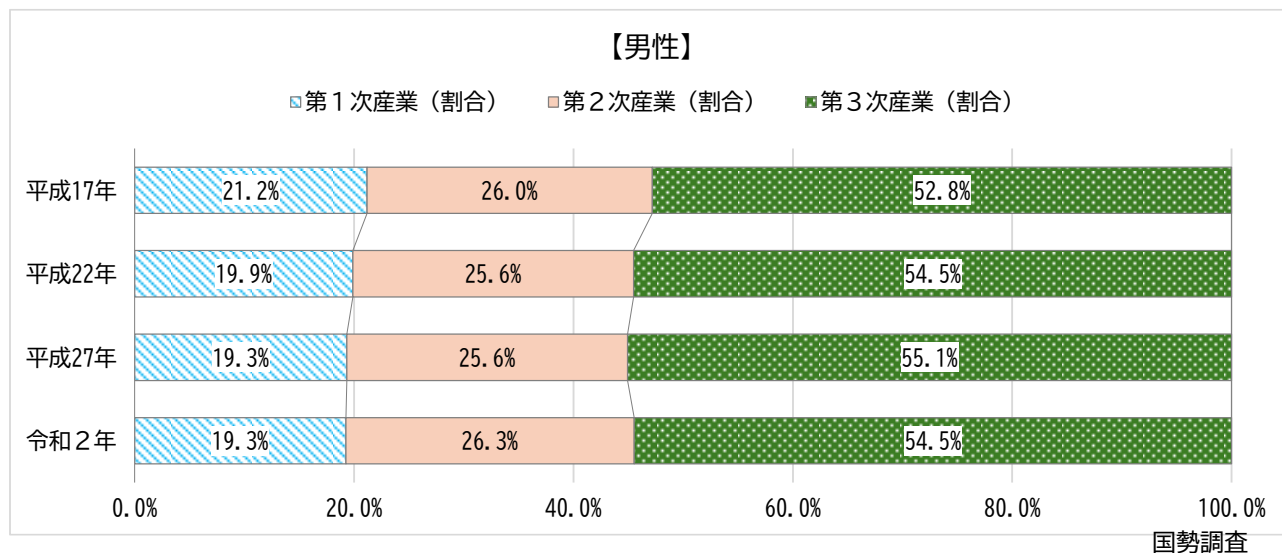
国勢調査

※「就業率」

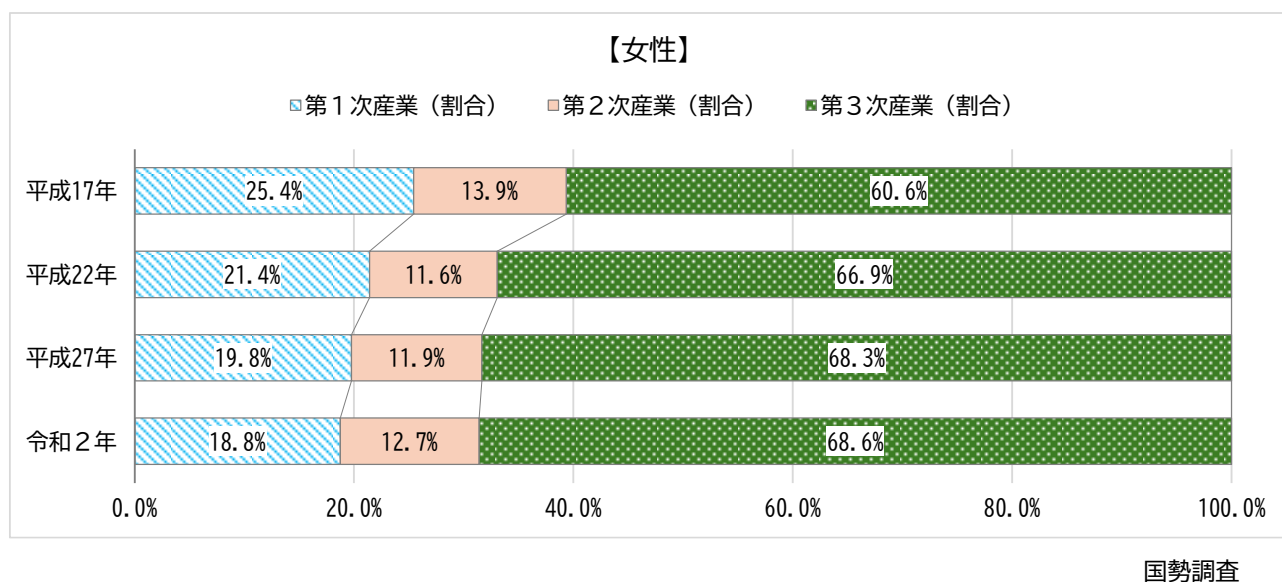
就業者数は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていながら病気などのため休んでいる者）を合わせたものなので、就業率は15歳以上人口のうち、実際に労働力として活用されている割合を示している

(2) 産業分類別就業状況

産業別の区分による就業者の令和2年の構成比をみると、男性は農業などの第1次産業が2割弱、製造業などの第2次産業が3割弱、サービス業などの第3次産業が5割半ばとなっており、過去からの推移をみると大きな変化はみられません。



女性の令和2年の構成比については、第1次産業が2割弱、第2次産業が1割強、第3次産業が7割弱となっており、過去からの推移をみると第1次産業の割合が低下する一方、第3次産業が徐々に上昇しています。

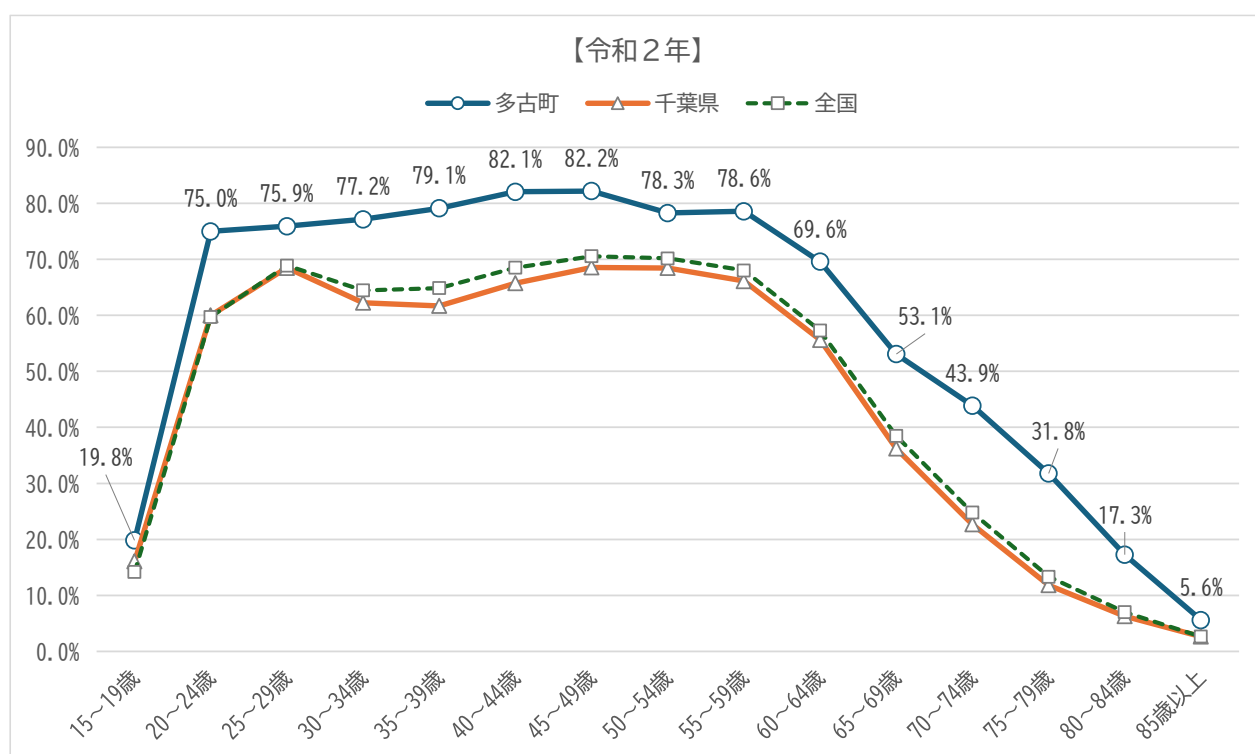
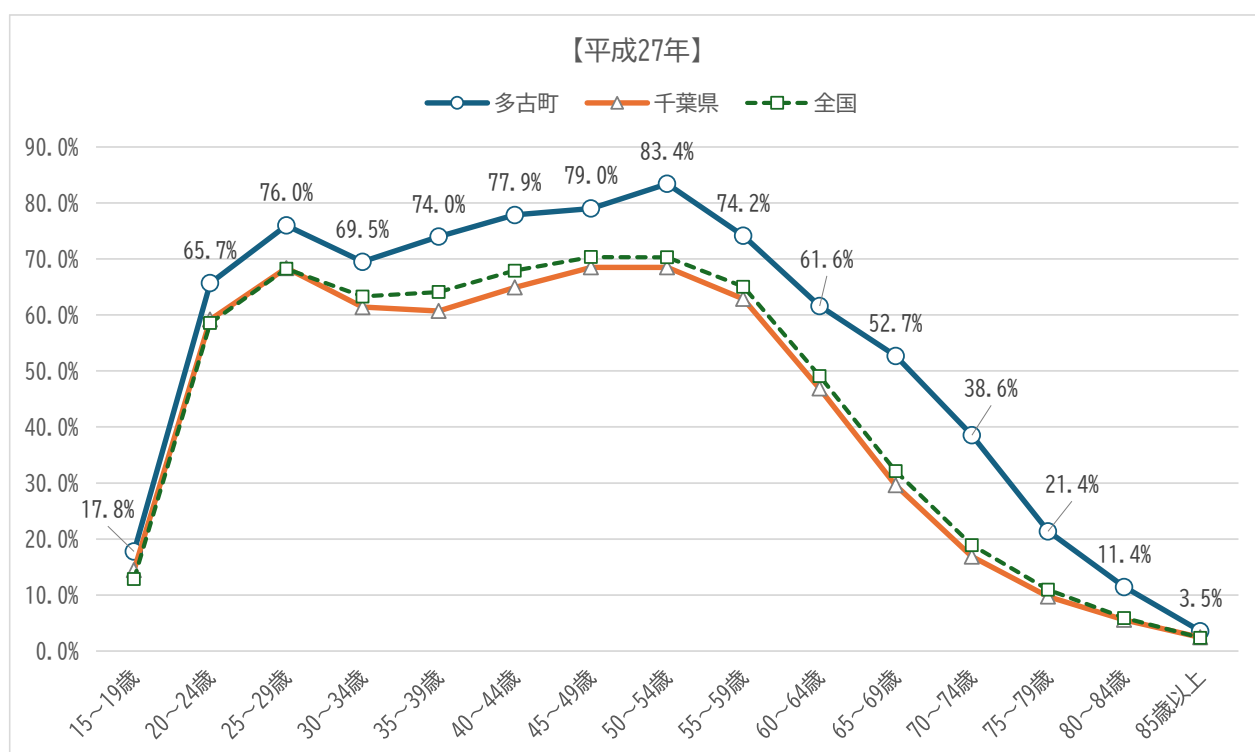


(3) 女性の年齢別就業状況

本町の女性の年齢別就業割合について、各年齢層とも全国・千葉県を上回っています。

本町の状況について、平成27年と令和2年の推移を比較すると、平成27年には、底は浅いものの、結婚・出産期の年代で一旦率が低下するというM字カーブが見られましたが、令和2年には、ほぼ台形に近い形となっています。

仕事に就く女性が増えていることから、男女を通じた仕事と生活の両立支援の重要性が高くなってくると考えられます。



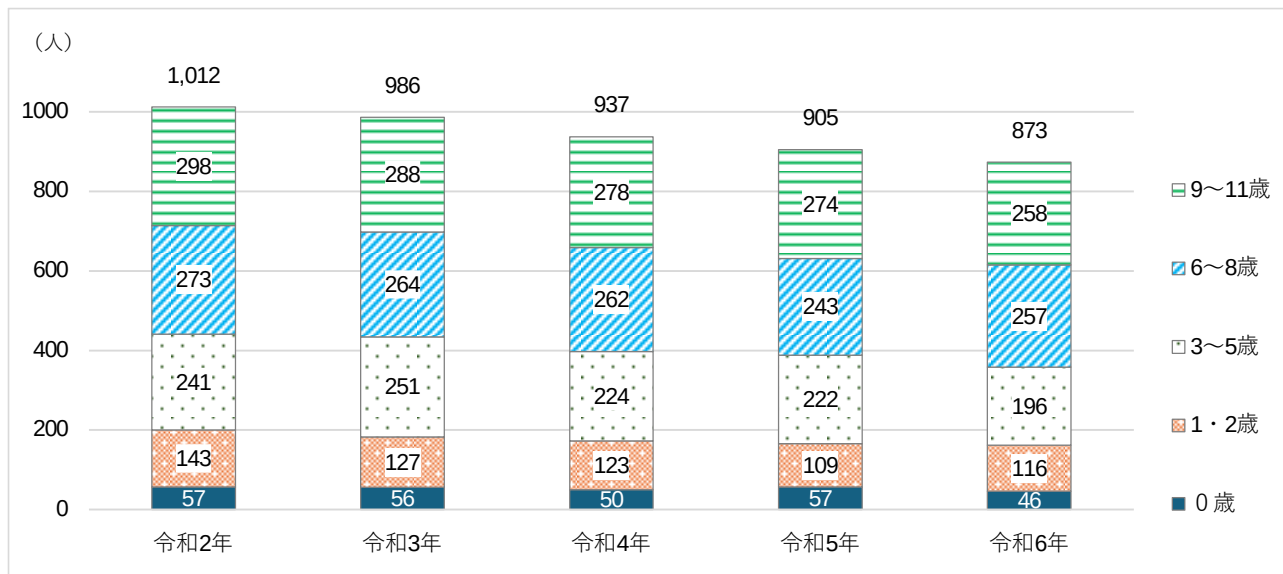
国勢調査

4 児童数の推移と教育・保育施設等の状況

(1) 児童数の推移

本町の0～11歳の児童数は減少傾向で推移しています。

令和3年に1,000人を下回り、令和6年には873人となっています。



住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 認定こども園の状況

本町の特定教育・保育施設は、公立「多古こども園」1園となっています。

利用者数は、微減傾向で推移し、令和6年3月1日現在、312人となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（か所）	1	1	1	1	1
定員（人）	410	410	410	410	410
園児数（人）	371	355	345	317	312
0歳（人）	17	21	21	18	19
1歳（人）	48	33	37	33	34
2歳（人）	42	62	37	43	41
3歳（人）	88	72	93	57	68
4歳（人）	82	87	70	94	60
5歳（人）	94	80	87	72	90

各年3月1日現在

(3) 小学校の状況

町内の小学校は3校で、33学級となっています。

児童数は微減傾向で推移し、令和6年5月1日現在、3校合計503人となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数(校)	3	3	3	3	3
学級数(学級)	30	31	32	33	33
児童数(人)	570	546	533	506	503
男児(人)	282	269	264	249	248
女児(人)	288	277	269	257	255
1年生(人)	94	81	84	71	90
2年生(人)	85	93	80	86	72
3年生(人)	93	86	93	79	88
4年生(人)	98	92	84	94	76
5年生(人)	96	99	93	83	95
6年生(人)	104	95	99	93	82

学校基本調査(各年5月1日現在)

(4) 放課後児童クラブ(学童保育所)の状況

町内の放課後児童クラブ(学童保育所)は小学校3校のそれぞれの児童を対象に3か所設置し、登録した児童が平日と土曜日、夏休みなどの長期休業中に利用しています。

登録児童数は近年170人台で推移し、令和6年度は177人となっています。学童保育所利用率は、令和4年度以降、低学年の利用増に伴い上昇傾向となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数(か所)	4	4	4	3	3
定員数(人)	210	210	210	180	180
登録児童数(人)	179	153	171	170	177
1年生	41	36	43	39	46
2年生	39	34	40	41	39
3年生	35	32	32	35	40
4年生	30	20	26	31	29
5年生	17	21	12	19	16
6年生	17	10	18	5	7
学童保育所利用率(%)	31.4	28.0	32.1	33.6	35.2
低学年[1～3年生](%)	42.3	39.2	44.7	48.7	50.0
高学年[4～6年生](%)	21.5	17.8	20.3	20.4	20.6

登録児童数は夏休みの利用を含む

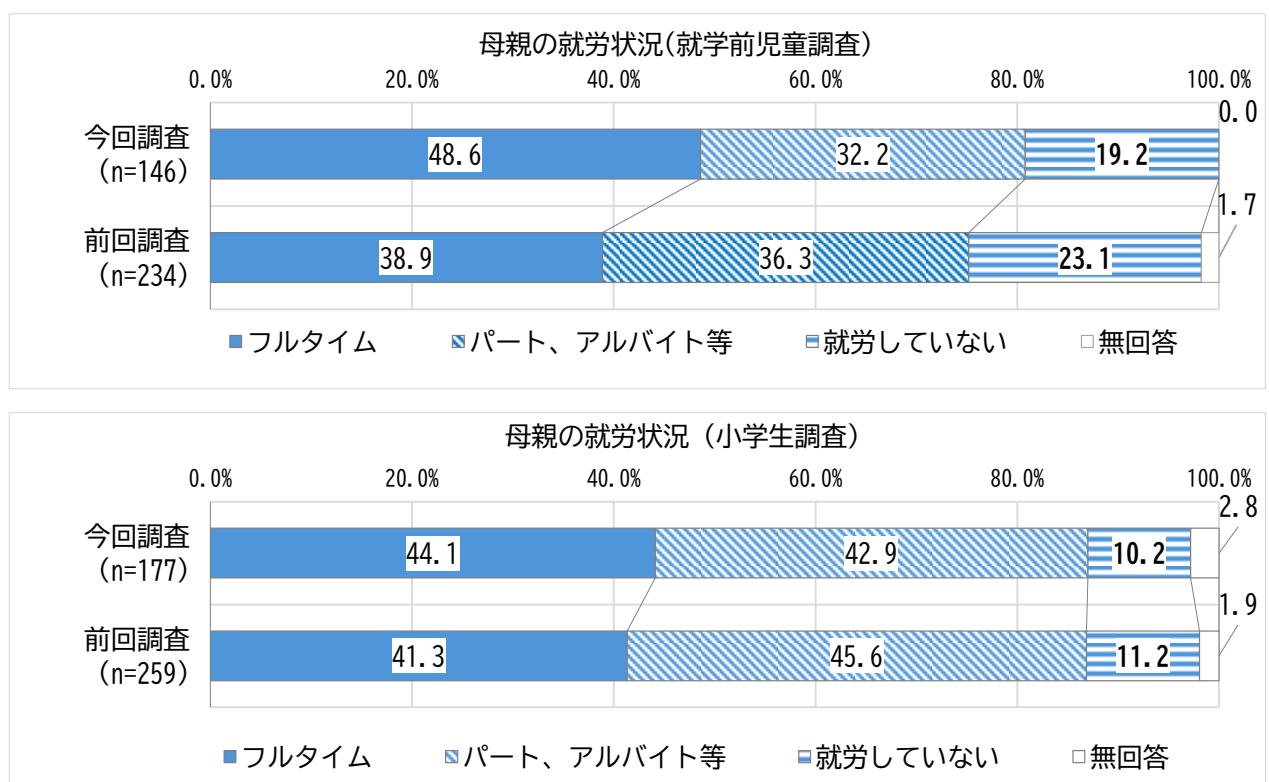
5 保護者のニーズ調査

就学前児童保護者と小学生保護者に実施したニーズ調査の概要と主な集計結果は次のとおりです。

調査対象	就学前児童保護者	小学生保護者
調査時期	令和6年3月	令和6年3月
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
配布数	316 票	393 票
回収数（回収率）	146 票（46.2%）	178 票（45.3%）

○前回調査（平成 31 年）と比較可能な設問については、前回調査の結果を掲載しています。
 ○グラフ中の「n」は、集計対象者数を表しています。
 ○小数第 2 位以下を四捨五入しているため、回答割合の合計が 100%を前後する場合があります。
 ○複数回答可の設問は、回答割合の合計が 100%を上回ります。

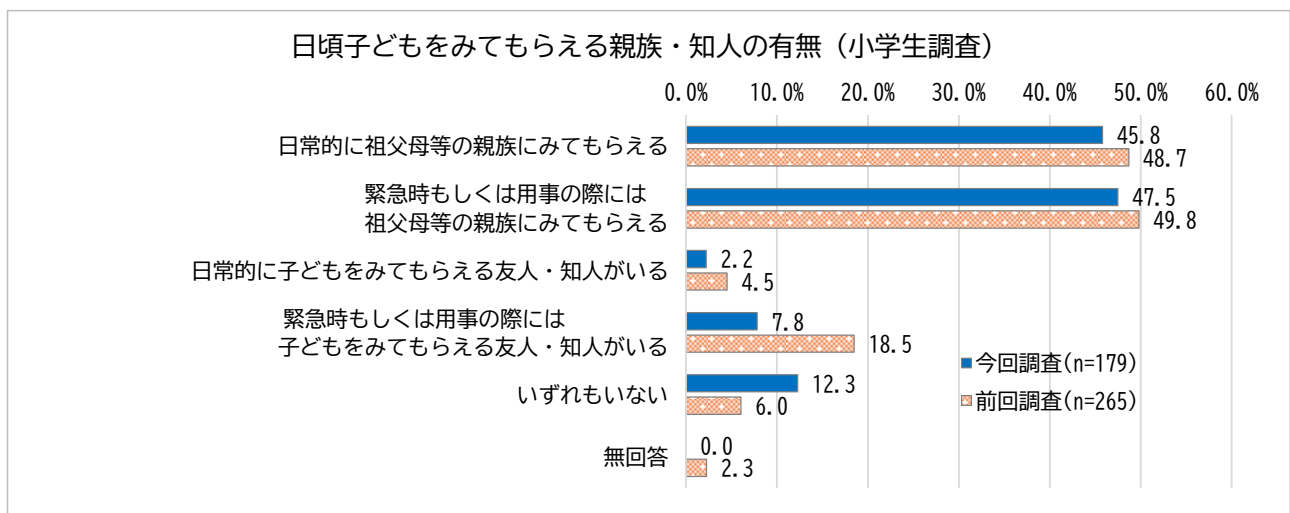
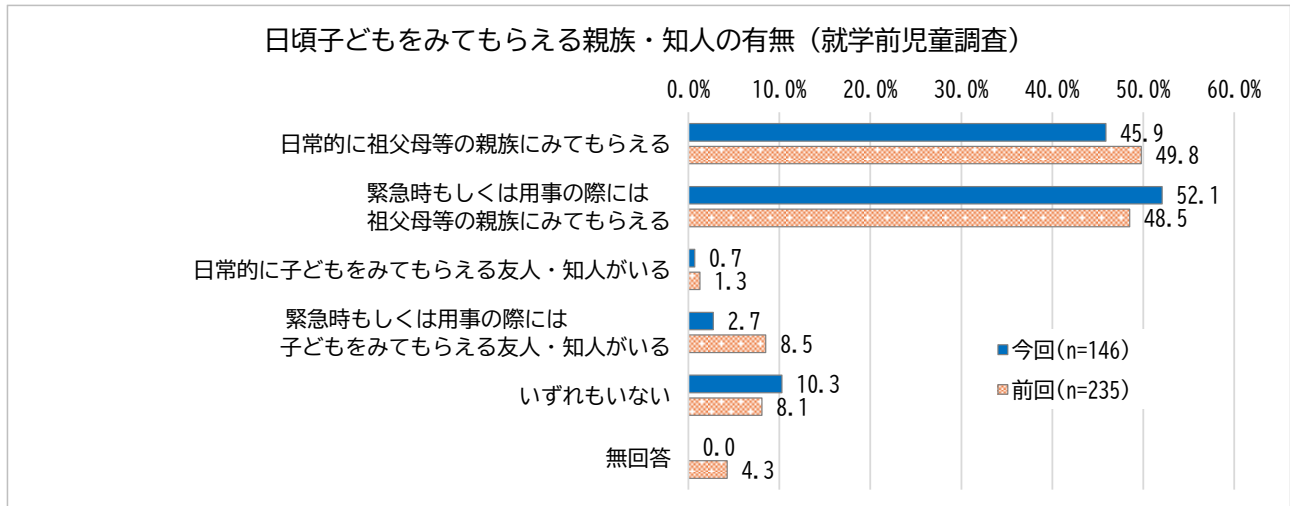
① 母親の就労状況



- ▶ 就学前児童の母親の就業状況は、「フルタイム」が5割弱、「パート、アルバイト等」が3割強で、合わせて8割強が就業しています。小学生の母親の就業状況は、「フルタイム」と「パート、アルバイト等」がともに4割強で、合わせて9割弱が就業しています。

前回調査と比較すると、就学前児童の保護者は、就業している人の割合が増加し、小学生保護者は、ほぼ同割合となっています。

② 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答可）

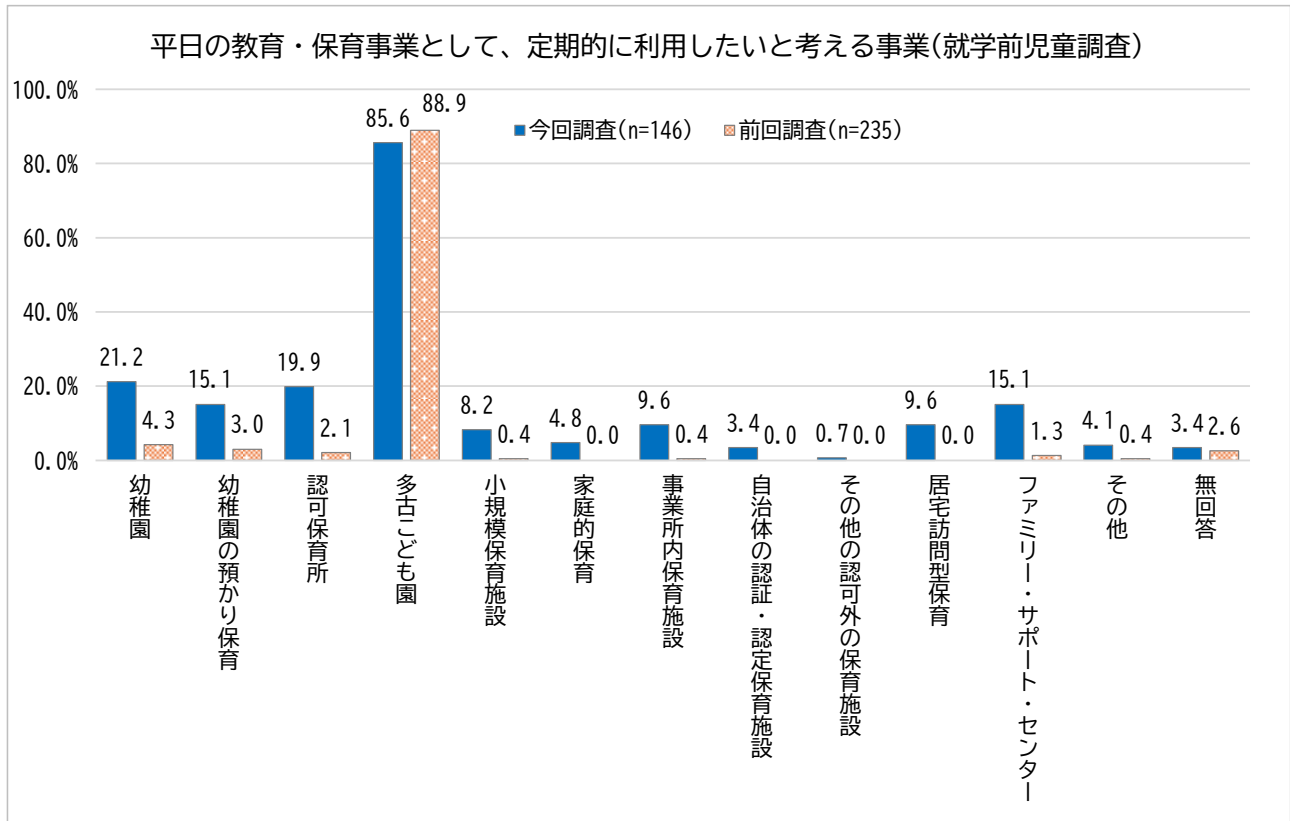


- ▶ 就学前児童、小学生ともに、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が5割弱となっています。「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は、就学前児童が5割強、小学生が5割弱となっています。

一方、「いずれもない」は就学前児童が約1割、小学生が1割強となっています。核家族化の進行もみられることから、緊急時などに子どもをみてもらえる支援の必要は今後も高まるものと思われます。

前回調査と比較すると、大きな違いはみられませんが、就学前児童、小学生ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の回答割合が若干低下しています。

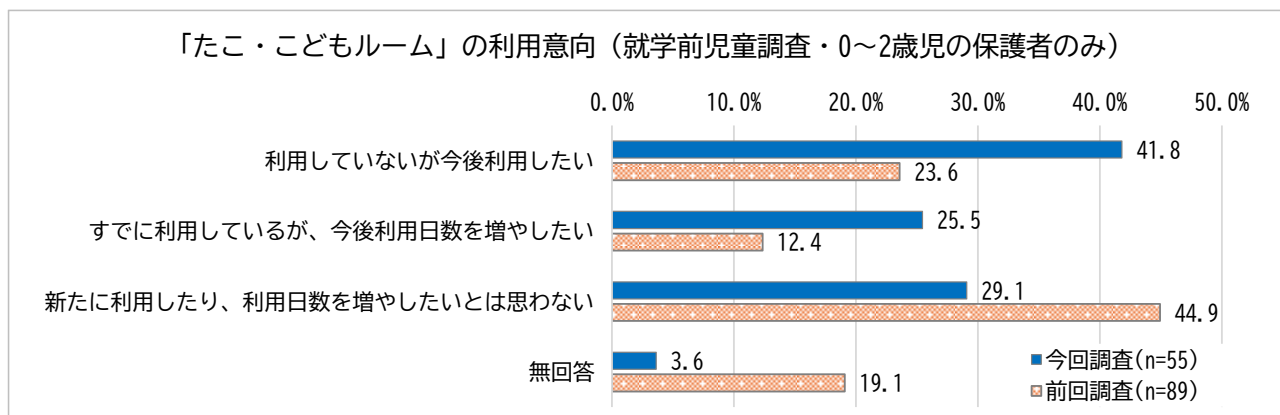
③ 平日の教育・保育事業として、定期的にご利用したいと考える事業（複数回答可）



- ▶ 就学前児童保護者に、現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育事業として、「定期的」にご利用したいと考える事業を聞いたところ、「多古こども園」が9割弱で、最も回答割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、「多古こども園」は9割弱でほぼ同割合ですが、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「小規模保育施設」「事業所内保育施設」「居宅訪問型保育」「ファミリー・サポート・センター」については、割合が5ポイントを超えて増えており、教育・保育事業に対するニーズの多様化がうかがえます。

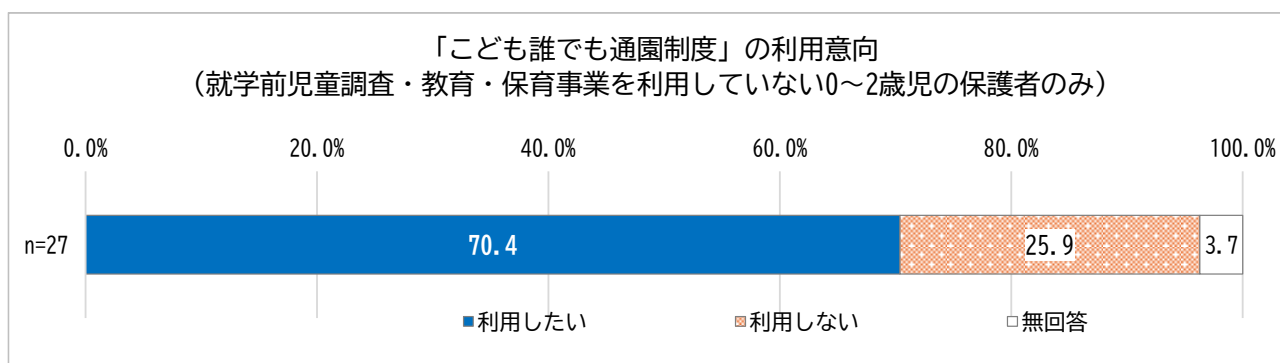
④ 「たこ・こどもルーム」の利用意向



- ▶ 親子が集まって過ごしたり、相談や情報提供を受けたりする場である「たこ・こどもルーム」の利用意向について、利用者の主体となる0～2歳児の就学前児童の保護者に限定して集計したところ、「利用していないが今後利用したい」が4割強、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が3割弱となっており、合わせて7割弱の保護者が利用意向を示しています。

前回調査と比較すると、今回調査では「利用していないが今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が大幅に増加し、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が大幅に低下しています。

⑤ 「こども誰でも通園制度※」の利用意向

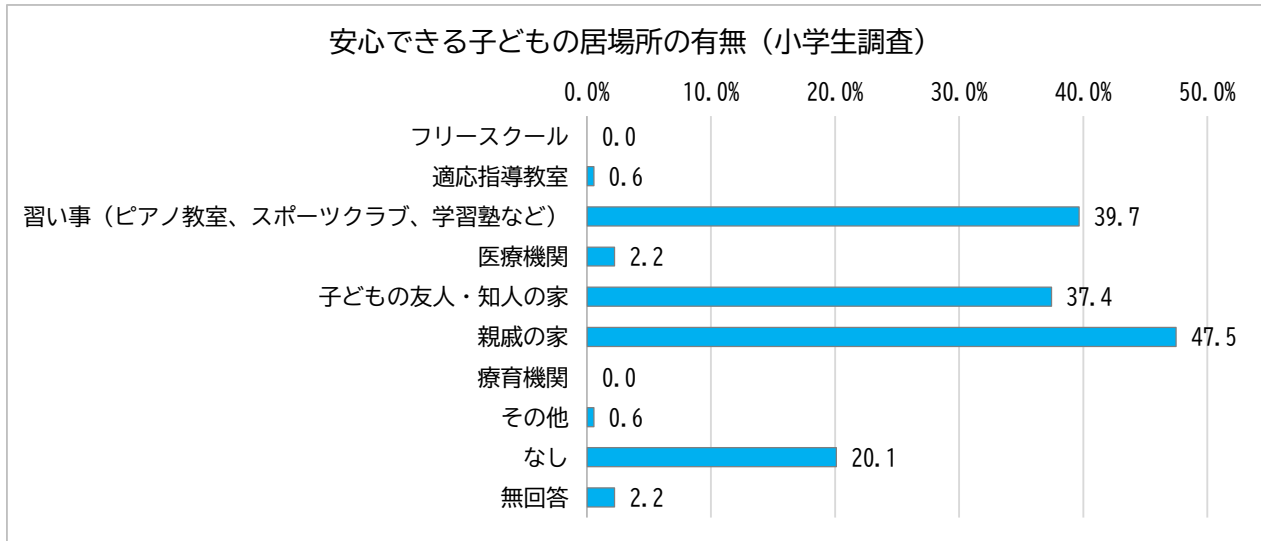


- ▶ 令和8年度からの実施が予定されている「こども誰でも通園制度」の利用意向について、対象者と想定される0～2歳児の就学前児童の保護者に限って集計したところ、「利用したい」が約7割、「利用しない」が3割弱となっています。

※「こども誰でも通園制度」

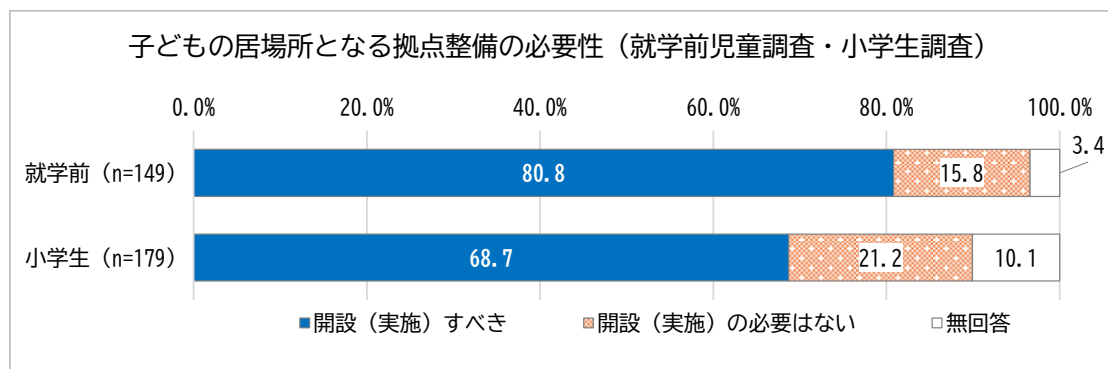
6か月から2歳までの子どもを対象に、月一定時間（月10時間をイメージ）までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行う制度です。令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施することとされています。

⑥ 安心できる子どもの居場所の有無について（複数回答可）



- ▶ 小学生保護者に、学校や家庭以外に、子どもの居場所や安心できる場所があるかを聞いたところ、「親戚の家」が5割弱で最も高く、次いで、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」と「子どもの友人・知人の家」が4割弱となっています。一方、「なし」は約2割となっています。

⑦ 子どもの居場所となる拠点整備の必要性について

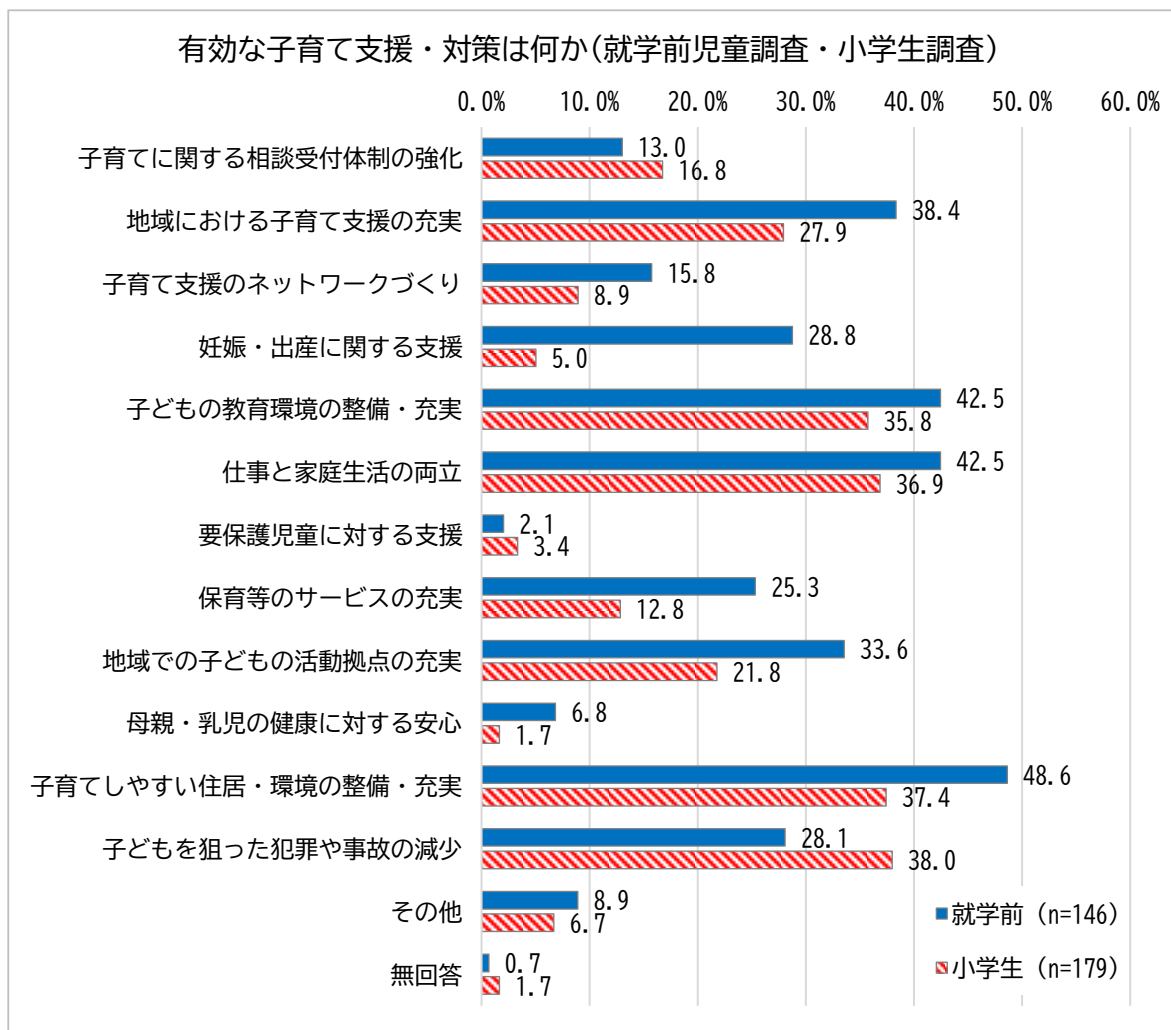


- ▶ 今後、町に子どもの居場所となる拠点を開設（児童育成支援拠点事業※を実施）すべきだと思うかを聞いたところ、開設（実施）すべきとの回答は、就学前児童保護者が8割強、小学生保護者が7割弱となっています。

※「子どもの居場所となる拠点の開設（児童育成支援拠点事業）」

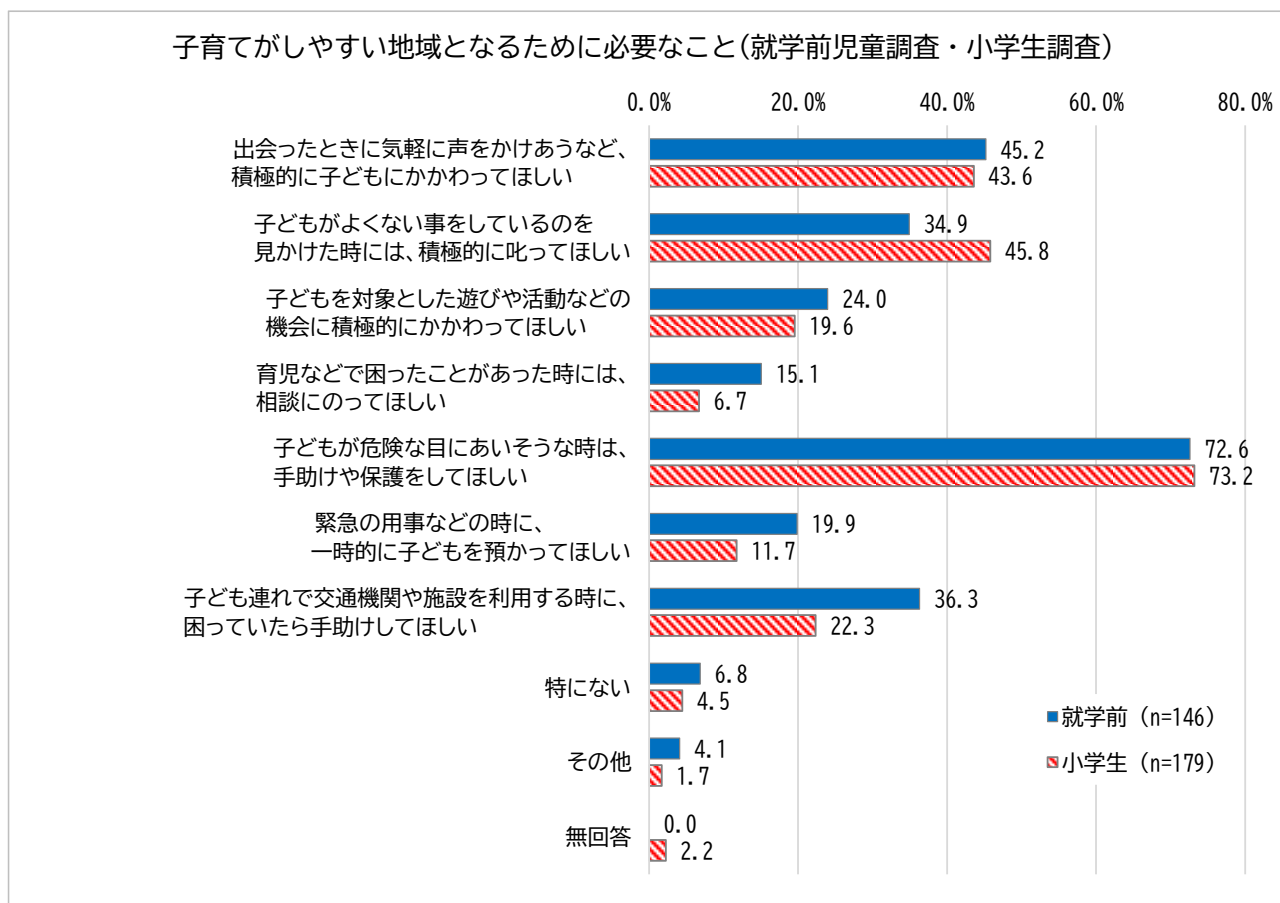
養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、学習サポートや相談支援、食事の提供、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする拠点（事業）です。市町村における実施については、努力義務とされています。

⑧ 子育てをする中で有効な支援・対策（複数回答可）



- ▶ 子育てをする中でどのような支援・対策が有効だと思うかを聞いたところ、就学前児童保護者は、「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」が5割弱で最も高く、次いで、「子どもの教育環境の整備・充実」と「仕事と家庭生活の両立」が同割合の4割強となっています。小学生保護者は、「子どもを狙った犯罪や事故の減少」が4割弱で最も高く、次いで、「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」と「仕事と家庭生活の両立」が4割弱となっています。

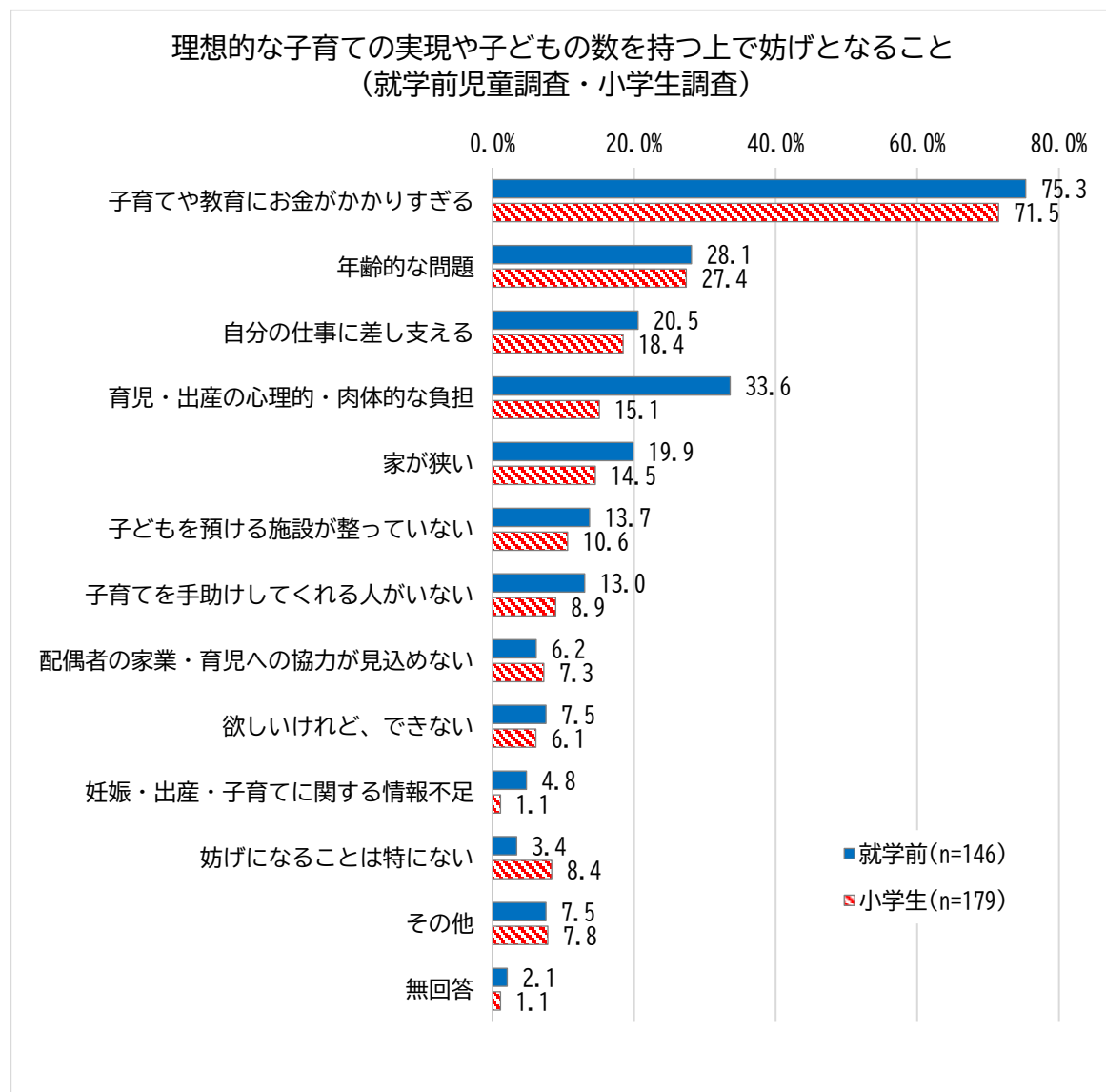
⑨ 子育てがしやすい地域となるために必要なこと（複数回答可）



- ▶ 子育てがしやすい地域となるために必要なことを聞いたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「子どもが危険な目にあいそうな時は、手助けや保護をしてほしい」が7割強で最も高くなっています。

就学前保護者は、次いで、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、積極的に子どもにかかわってほしい」が4割半ば、「子ども連れで交通機関や施設を利用する時に、困っていたら手助けしてほしい」が4割弱となっています。小学生保護者は、「子どもがよくない事をしているのを見かけた時には、積極的に叱ってほしい」が5割弱、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、積極的に子どもにかかわってほしい」が4割強となっています。

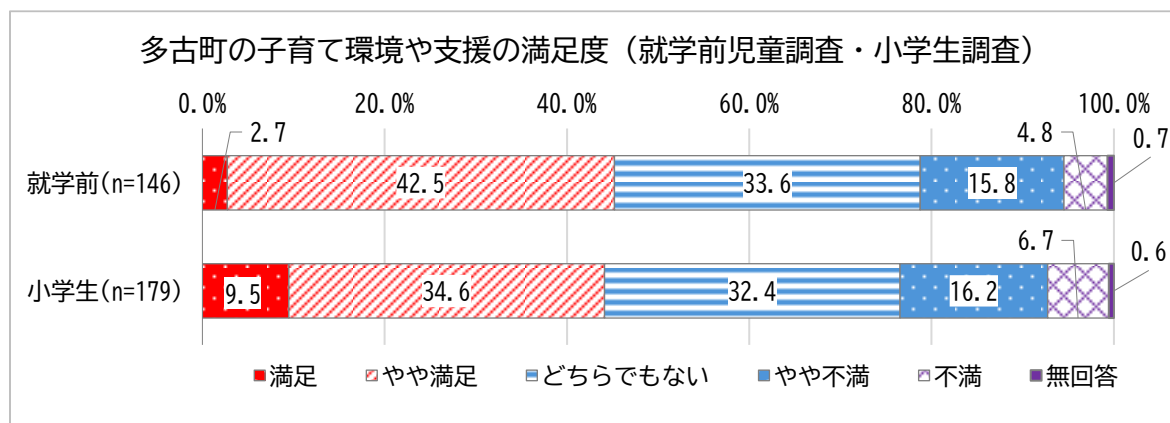
⑩ 理想的な子育ての実現や子どもの数を持つ上で妨げとなること（複数回答可）



- ▶ 理想的な子育ての実現や子どもの数を持つ上で妨げとなることについて、就学前保護者は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が7割半ばで最も高く、次いで、「育児・出産の心理的・肉体的な負担」が3割強、「年齢的な問題」が3割弱となっています。小学生保護者は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が7割強で最も高く、次いで、「年齢的な問題」が3割弱、「自分の仕事に差し支える」が2割弱となっています。

理想的な子育てや理想的な子どもの数が持てるよう、経済的負担の軽減、育児・出産の心身の負担軽減、仕事と生活の両立などに対する支援の充実が求められると考えられます。

⑪ 多古町における子育ての環境や支援への満足度



- ▶ 就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「やや満足」の回答割合が最も高くなっています。

「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」とする回答割合は、就学前児童保護者が4割半ば、小学生保護者が4割強となります。また、「やや不満」と「不満」を合わせた「不満」とする回答割合は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに2割強となっています。

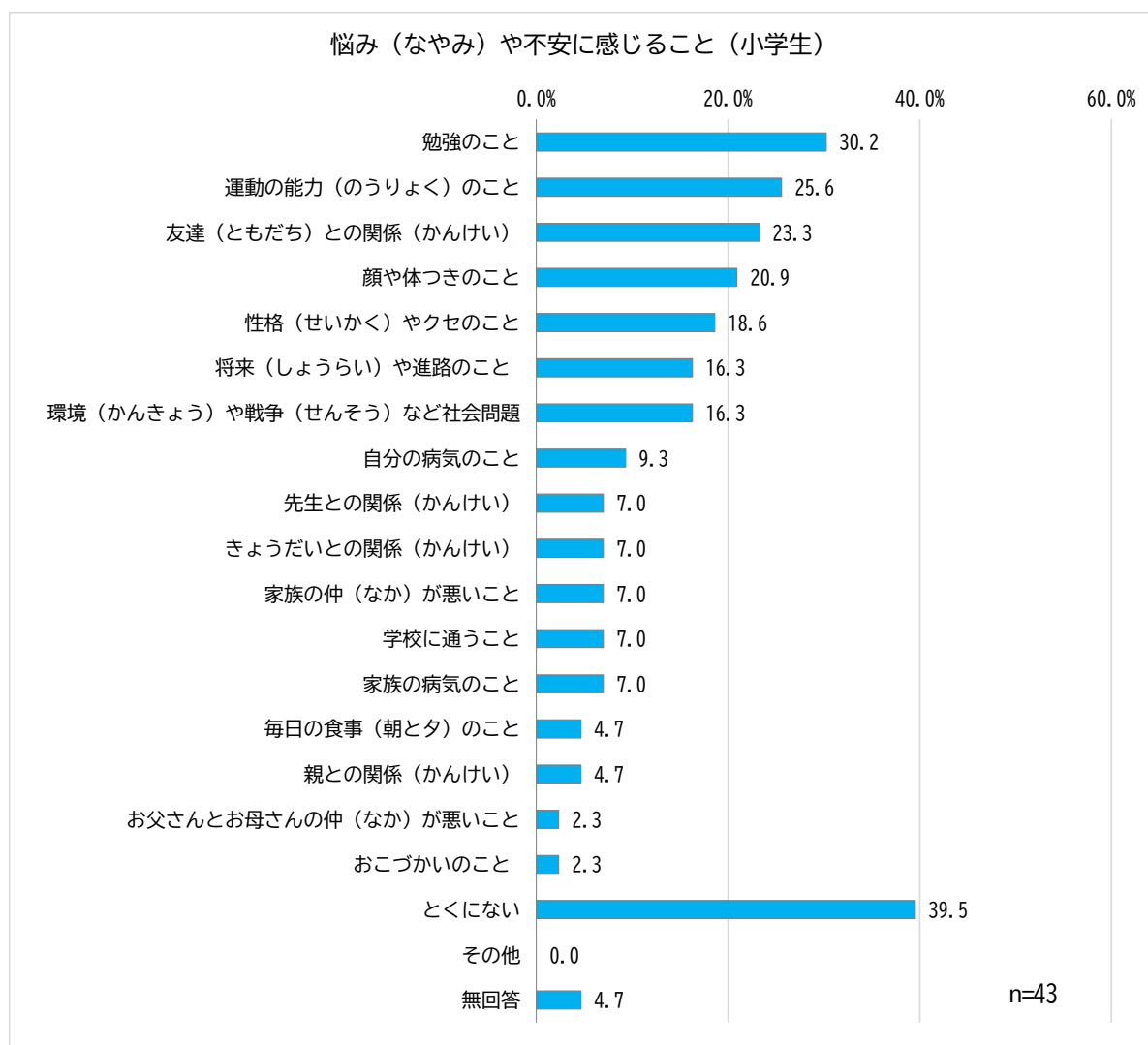
6 小・中学生のアンケート調査

小・中学生に実施したアンケート調査の概要と主な集計結果は次のとおりです。

調査対象	町立小学校の4年生	町立中学校の1年生
調査方法	インターネットアンケート	インターネットアンケート
調査期間	令和6年7月～9月	令和6年7月～8月
対象児童・生徒数	76人	89人
回答数（回答率）	45（59.2％）	82（92.1％）
有効回答数（有効回答率）	43（56.6％）	78（87.6％）

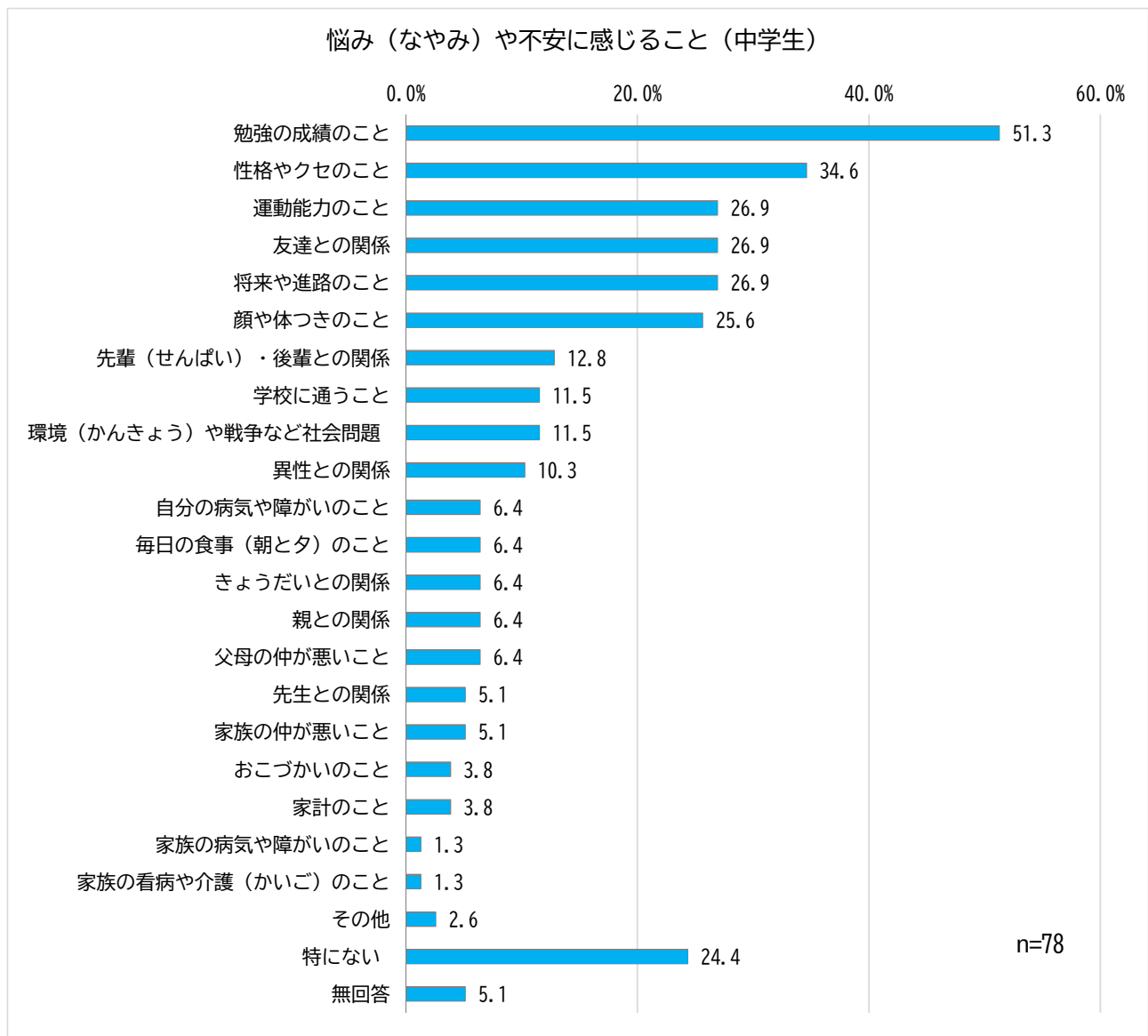
○グラフ中の「n」は、集計対象者数を表しています。
 ○小数第2位以下を四捨五入しているため、回答割合の合計が100%を前後する場合があります。
 ○複数回答可の設問は、回答割合の合計が100%を上回ります。

① 悩み（なやみ）や不安（ふあん）に感じる事（複数選択可）



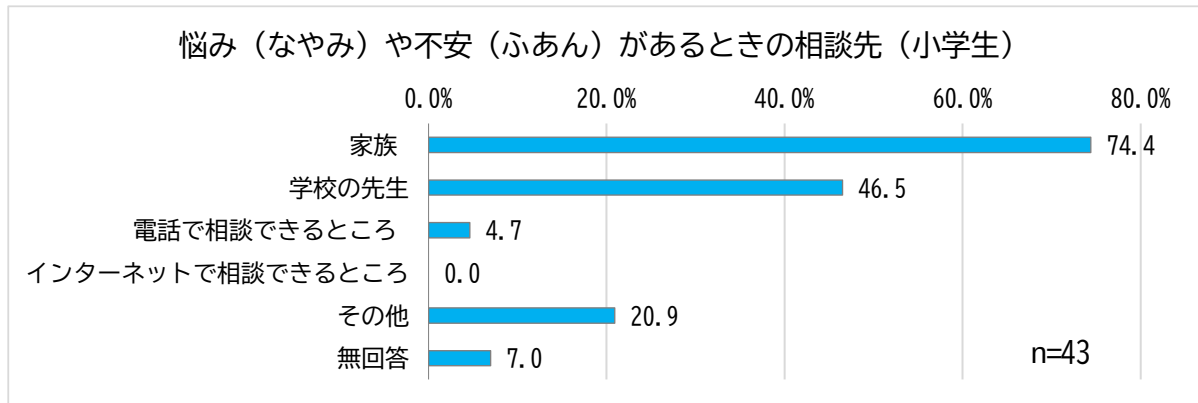
▶ 小学生が悩みや不安に感じていることについては、「とくにない」が4割弱で最も高

く、次いで、「勉強のこと」が約3割、「運動の能力（のうりょく）のこと」が3割弱、「友達（ともだち）との関係（かんけい）」が2割強となっています。



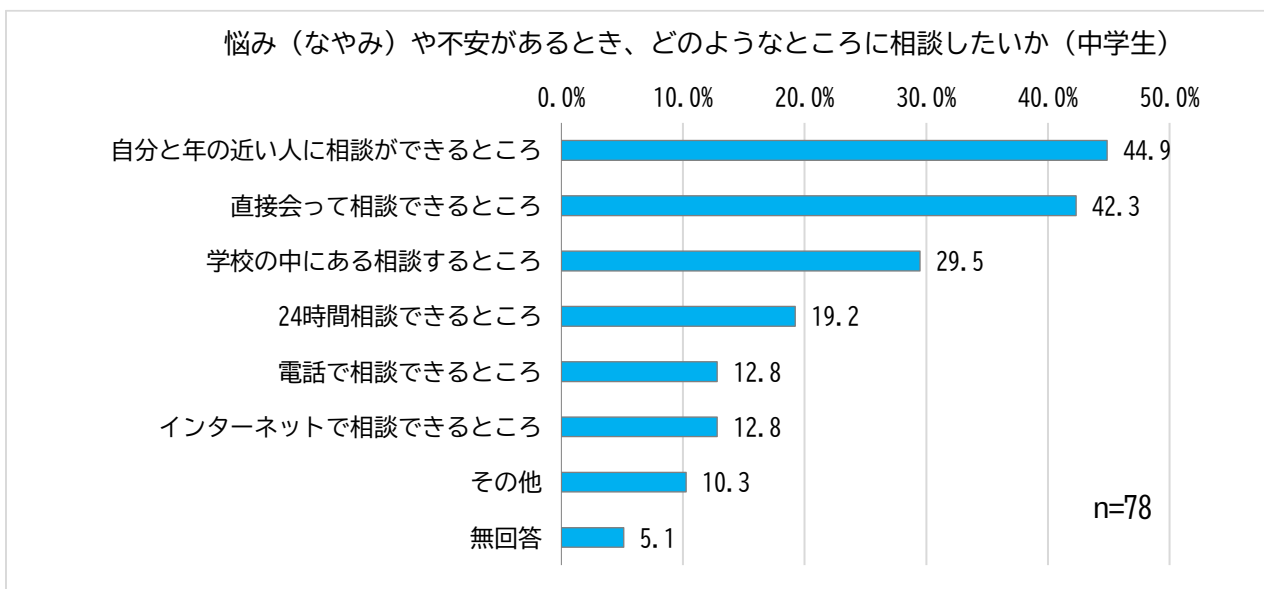
- ▶ 中学生が悩みや不安に感じていることについては、「勉強の成績のこと」が5割強で最も高く、次いで、「性格やクセのこと」が3割半ば、「運動能力のこと」、「友達との関係」、「将来や進路のこと」が同割合の3割弱となっています。

② 悩みや不安があるときに相談したいと思う相談先（小学生／複数選択可）



- ▶ 小学生の相談先としては、「家族」が7割強で最も高く、次いで、「学校の先生」が5割弱、「その他」が2割強となっています。その他については、「友達」、「兄弟」、「相談室の人」となっています。

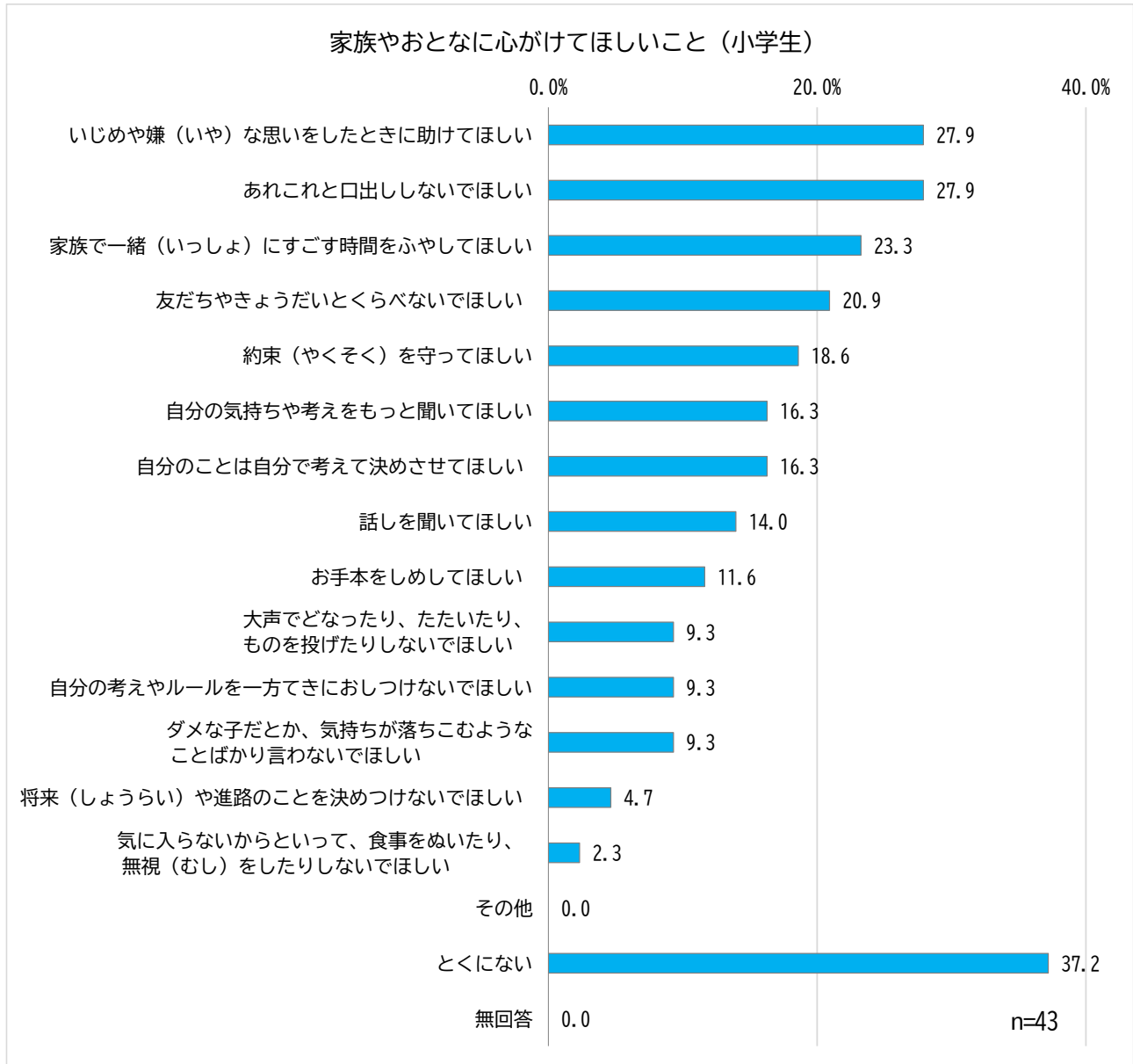
③ 悩みや不安があるとき、どのようなところに相談したいか（中学生／複数選択可）



- ▶ 中学生調査では、悩みや不安があるとき、どのようなところに相談したいかを聞いたところ、「自分と年の近い人に相談ができる場所」が4割半ばで最も高く、次いで、「直接会って相談できる場所」が4割強、「学校の中にある相談する場所」が3割弱となっており、対面での相談が高くなっています。

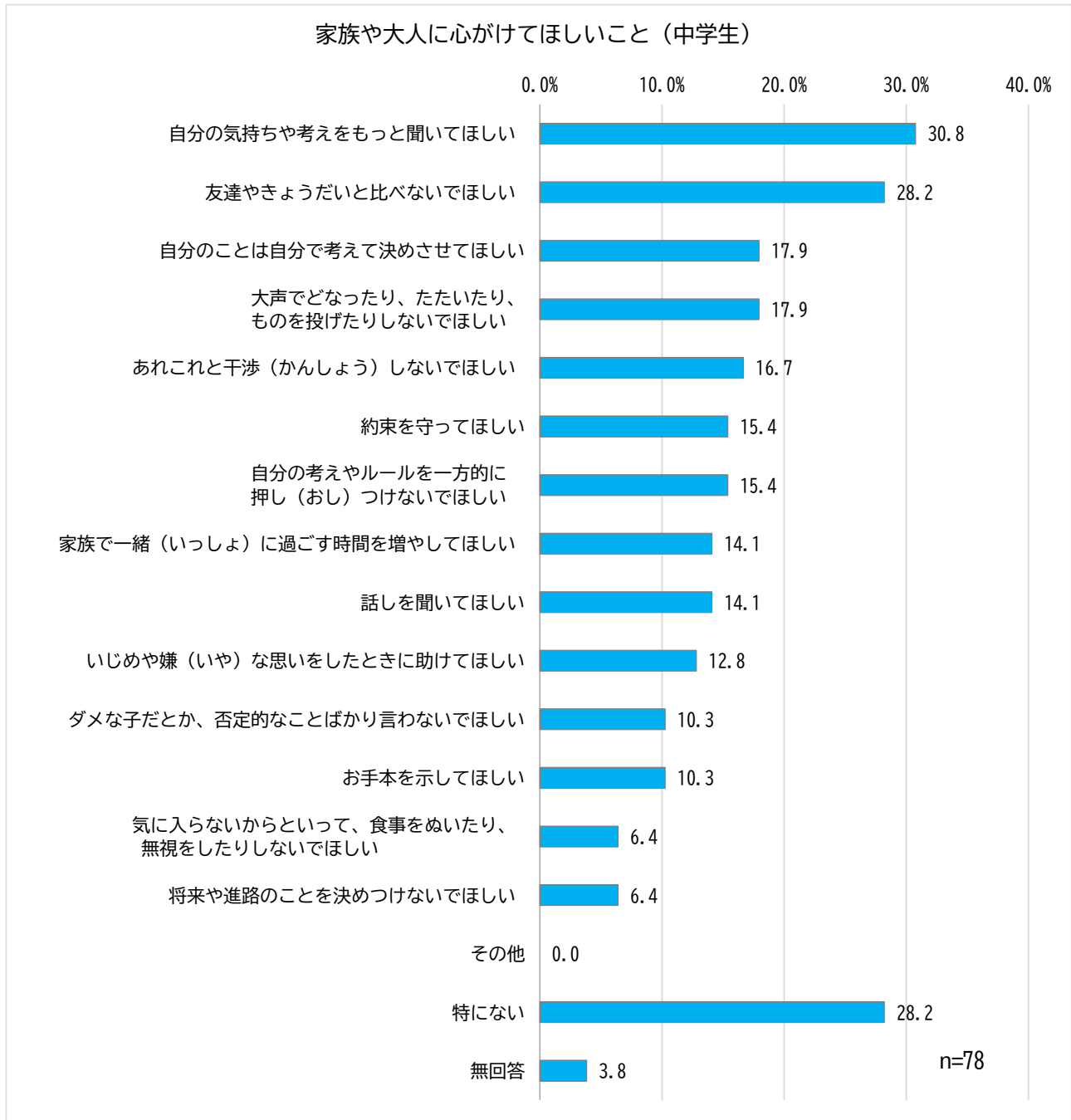
一方、電話やインターネットでの相談については、ともに1割強となっています。

④ 家族やおとなに心がけてほしいこと（小学生／複数回答可）



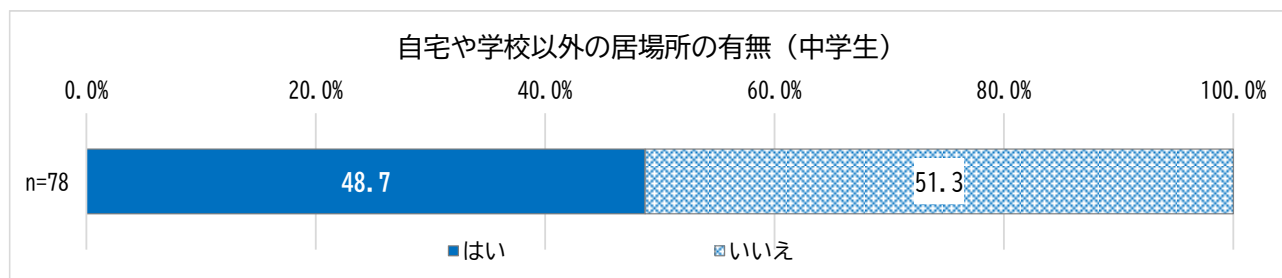
- ▶ 小学生が家族やおとなに心がけてほしいことについては、「とくにない」が4割弱で最も高く、次いで、「いじめや嫌（いや）な思いをしたときに助けてほしい」と「あれこれと口出ししないでほしい」が3割弱、「家族で一緒（いっしょ）にすごす時間をふやしてほしい」と「友だちやきょうだいとくらべないでほしい」が2割強となっています。

⑤ 家族やおとなに心がけてほしいこと（中学生／複数回答可）



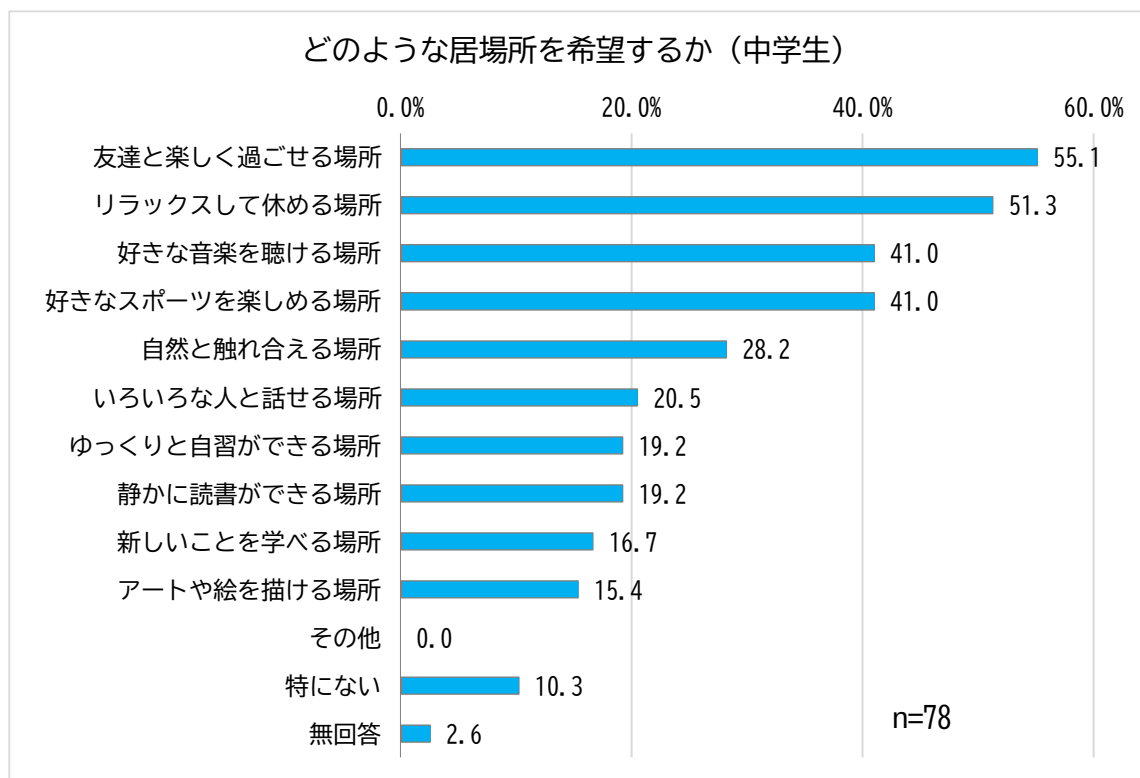
- ▶ 中学生が家族やおとなに心がけてほしいことについては、中学生は、「自分の気持ちや考えをもっと聞いてほしい」が3割強で最も高く、次いで、「友達やきょうだいと比べないでほしい」が3割弱、「自分のことは自分で考えて決めさせてほしい」と「大声でどなったり、たたいたり、ものを投げたりしないでほしい」が同割合の2割弱となっています。

⑥ 自宅や学校以外の居場所の有無（中学生）



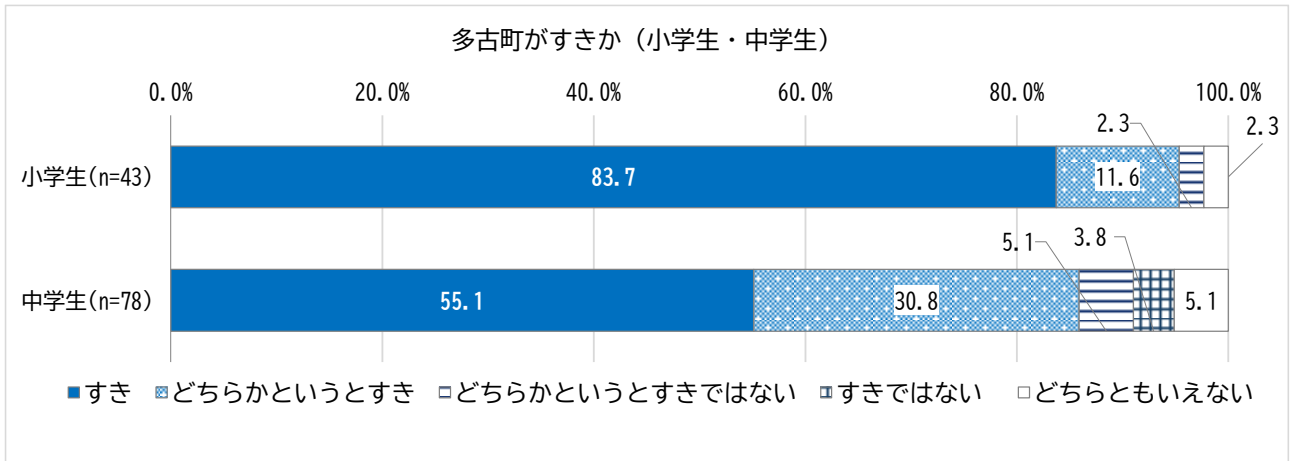
▶ 中学生に、自宅や学校（授業や部活、クラブ活動）以外に、「ここに居たい」と感じる居場所があるかと聞いたところ、「はい」が5割弱、「いいえ」が5割強となり、「ある・なし」が半々という結果となっています。

⑦ どのような居場所を希望するか（中学生／複数回答可）



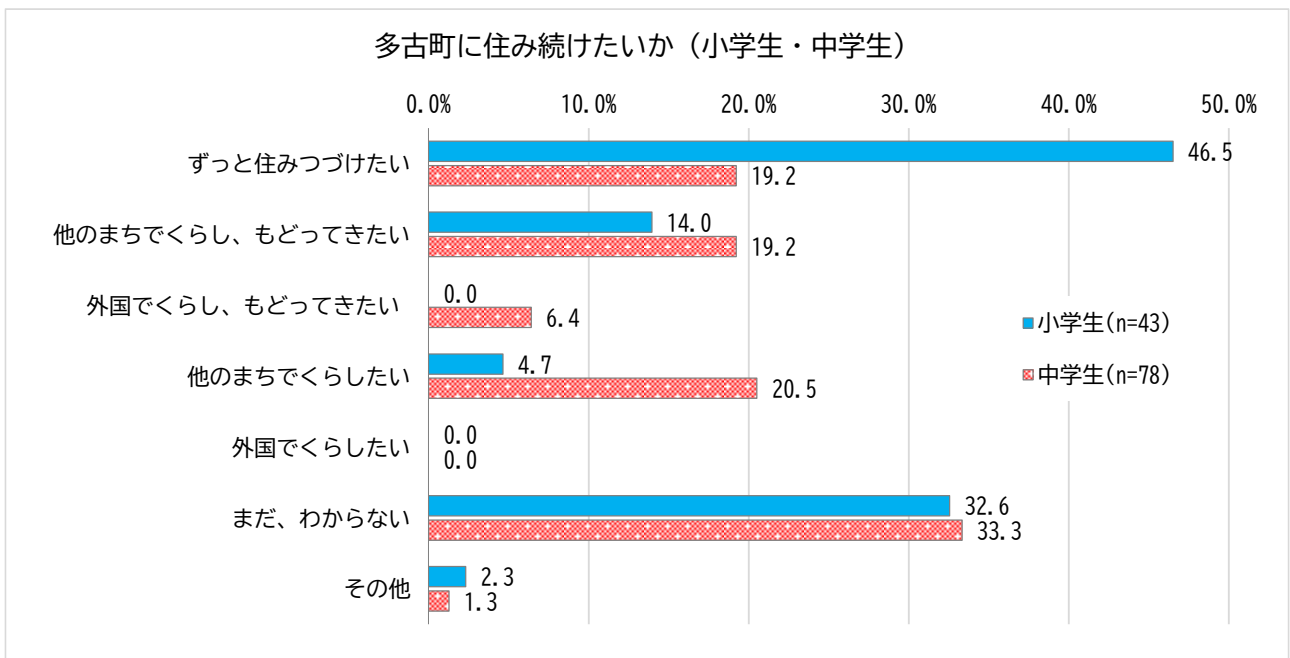
▶ 中学生に、「ここに居たい」と感じる居場所について、どのような居場所を希望するかを聞いたところ、「友達と楽しく過ごせる場所」が5割半ばで最も高く、次いで、「リラックスして休める場所」が5割強、「好きな音楽を聴ける場所」と「好きなスポーツを楽しめる場所」が同割合で4割強となっています。

⑧ 多古町がすきか（小学生・中学生）



- ▶ 多古町が「好き」と回答したのは、小学生が8割強、中学生が5割半ばとなっています。「好き」と「どちらかというとき」を合わせた割合は、小学生が9割半ば、中学生が9割弱となっており、大部分の小・中学生が「好き」と回答しています。

⑨ 多古町に住み続けたいか（小学生・中学生）



- ▶ 小学生は、「ずっと住みつづけたい」が5割弱、「まだ、わからない」が3割強などとなっています。中学生は、「まだ、わからない」が3割強、「他のまちでくらしたい」が2割強となっています。

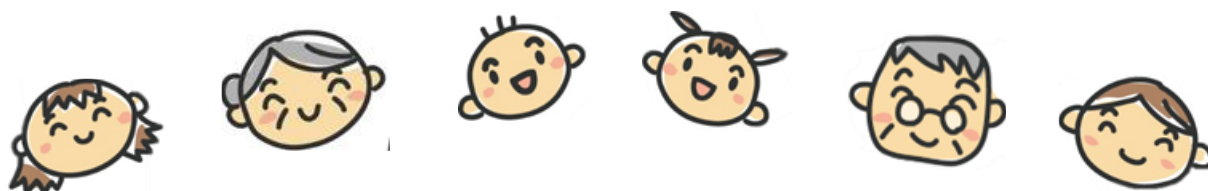
「ずっと住み続けたい」、「他のまちでくらし、もどってきたい」、「外国でくらし、もどってきたい」を合わせた定住意向を示す人の割合は、小学生が6割強、中学生が4割半ばとなっています。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

本計画の基本理念は次のとおりとします。



ゆとりある環境で 子どもと親の育ち合い

☆☆☆ 多古の子 町の子 みんなの子 ☆☆☆



本町では、第1期及び第2期計画において基本理念を『ゆとりある環境で 子どもと親の育ち合い』として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指してきました。本計画においても、この基本理念を継承していくこととします。

この基本理念のもと、子どもと親がともに成長する過程において、「多古の子 町の子 みんなの子」のキャッチフレーズのもと、地域の人々が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担感や不安感、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えていきます。

家庭と地域の人々、行政、関係機関及び関係団体がともに力を合わせて地域社会が一体となり、親も子も楽しく育っていける、ゆとりある子育て・育ち環境が整ったまちの実現を目指します。

(2) 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の3点を本計画の基本目標として掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

すべての子どもの健やかな成長が保障されるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、また子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、教育・保育をはじめとする各種事業について、ニーズに応えられる必要な事業量の確保に努めるとともに、親子が健康でいきいきと生活できるよう、適切な事業評価と改善・努力によりサービスの質の向上を図ります。また、多様化する家庭の課題に柔軟に対応するため、各種団体が連携し、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。

基本目標2 多古の子を健やかに育む環境づくり

子どもを安心して産み・育てるためには、妊娠期からの相談体制、心身の健康を支える保健・医療環境、子どもたちの能力と人間性を育む教育環境、親子の安全で安心な暮らしを支える生活環境が特に重要と考えられます。

そのため、保健・医療・福祉・教育等の「分野間の連携」、学校・家庭・地域・関係機関等の「主体間の連携」を図り、総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通安全・防犯対策などを推進するとともに、出産や就学に対する支援を推進しています。引き続き、保健医療体制や教育環境の充実を図りながら、通学路等の道路交通環境や施設の整備・点検を進め、より安全・快適で安心して暮らせる生活環境の実現を目指すとともに、遊び場の充実や子どもの居場所づくりを推進します。

基本目標3 ゆとりある子育てを実現する地域づくり

本町では、地域の人材や組織などの協力を得て、子どもの学びや遊びの機会提供、保護者の交流機会の提供や相談支援、子育て支援が展開されています。

また、仕事と生活の調和が図られるよう、育児休暇の取得、働き方の見直しの啓発や協力促進を進め、子育てにやさしい地域社会の実現を目指しています。

子ども一人ひとりの育ちが守られ、親にとっては子育てしやすい地域づくりのため、多世代が交流できる拠点の機能強化を図り、地域全体で子どもを見守る環境づくりを推進します。

(3) 計画の体系

第3期計画において定めた基本理念・基本目標と展開する施策等を体系に表すと次のとおりです。

【基本理念】 ゆとりある環境で 子どもと親の育ち合い

--- 多古の子 町の子 みんなの子 ---

▶基本目標1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

妊娠・出産期からの切れ目のない支援、質の高い教育・保育及び子育て支援を推進します

▶基本目標2 多古の子を健やかに育む環境づくり

総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通・防犯対策などによる安全な生活環境を推進します

▶基本目標3 ゆとりある子育てを実現する地域づくり

生活と仕事が調和し多世代が交流できる、地域全体で子どもを見守る環境づくりを推進します

●幼児期の教育・保育の確保

教育・保育の必要量の認定

- 1号認定・2号認定・3号認定（特定教育・保育施設等の定員の確保）

●地域子ども・子育て支援事業

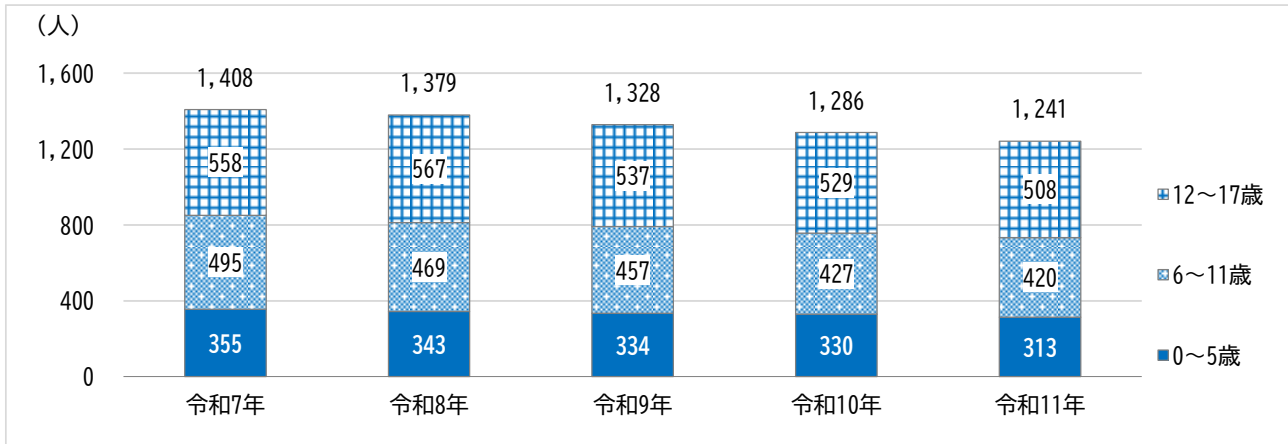
- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑪放課後児童健全育成事業（学童保育所） |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ③妊婦健康診査 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | （その他要保護児童等の支援に資する事業） |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑮産後ケア事業 |
| ⑦子育て援助活動支援事業 | ⑯子育て世帯訪問支援事業 |
| （ファミリー・サポート・センター事業） | ⑰児童育成支援拠点事業 |
| ⑧一時預かり事業 | ⑱親子関係形成支援事業 |
| ⑨延長保育事業 | ⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |
| ⑩病児保育事業 | ⑳妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 |

●多古町の次世代育成支援に向けた取組

- | | |
|-------|---------------------|
| 施策方針1 | 子育て家庭を支援する地域づくり |
| 施策方針2 | 健やかに生きる力が育まれる環境づくり |
| 施策方針3 | 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり |
| 施策方針4 | 支援が必要な子育て家庭と子どもへの取組 |

2 こどもの数の将来推計

本町の住民基本台帳の実績人口をもとにコーホート変化率法※により令和7年以降のこどもの数を推計しました。0歳から17歳までの児童数をみると、減少傾向で推移し、計画期間の最終年となる令和11年には1,241人となり、令和7年からの5年間で、167人減少すると見込まれます。



各年4月1日時点

※「コーホート変化率法」

同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団（各コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	50	48	46	44	42
1歳	49	53	51	49	47
2歳	65	53	58	55	53
3歳	57	66	54	59	56
4歳	65	58	67	55	60
5歳	69	65	58	68	55
0～5歳	355	343	334	330	313
6歳	64	69	65	58	68
7歳	92	65	70	66	59
8歳	76	92	65	70	66
9歳	89	76	92	65	70
10歳	78	89	76	92	65
11歳	96	78	89	76	92
7～11歳	495	469	457	427	420
12歳	83	95	77	88	75
13歳	93	84	96	78	89
14歳	97	93	84	96	78
15歳	95	95	91	82	94
16歳	106	95	95	91	82
17歳	84	105	94	94	90
12～17歳	558	567	537	529	508
合計	1,408	1,379	1,328	1,286	1,241

3 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割りのことです。

本町の教育・保育区域については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のいずれについても分割して設定することはせず、すべて多古町全域（1区域）とします。

○多古町の教育・保育提供区域

教育・保育	区域設定
1号認定（満3歳～5歳の教育標準時間認定こども）	町全域（1区域）
2号認定（満3歳～5歳の保育認定こども）	
3号認定（満0歳～2歳の保育認定こども）	
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
利用者支援事業	町全域（1区域）
地域子育て支援拠点事業	
妊婦健康診査	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
子育て短期支援事業	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
一時預かり事業	
延長保育事業	
病児保育事業	
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な主体が本制度に参入ことを促進する事業	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	
産後ケア事業	
子育て世帯訪問支援事業【新規】	
児童育成支援拠点事業【新規】	
親子関係形成支援事業【新規】	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【新規】	

第4章 幼児期の教育・保育の確保

1 教育・保育給付認定について

教育・保育施設（多古こども園）の利用にあたっては、保護者が町へ申請（多古こども園への入園の申請書をもって申請）し、町による保育の必要性の認定を受けて、給付される仕組みとなります。

町は、町が定める客観的な基準（「事由（就労しているなど）」、「区分」、「優先利用」）のもと、認定された種別（1号・2号・3号）により、利用できる時間が決定します。

○利用のための認定申請と認定区分

施設の利用を希望	申請	年齢区分	対象者	認定区分	認定時間
		3～5歳	幼児教育を希望	1号認定	教育標準時間
			保育を希望	2号認定	保育短時間
		0～2歳	「保育が必要な事由」に該当する方のみ	3号認定	保育中間時間 保育標準時間

○幼児教育・通常保育時間

幼児教育 (1号認定)	月～金	教育標準時間	午前9時00分から午後3時00分まで
	夏季休業、秋季休業、冬季休業及び年度末等はお休み		
通常保育 (2号認定・3号認定)	月～金	保育短時間	午前8時30分から午後4時30分まで
		保育中間時間	午前8時00分から午後6時00分まで
		保育標準時間	午前8時00分から午後7時00分まで
希望保育 (3号認定)	土	保育短時間	午前8時30分から午後1時00分まで
		保育中間時間・ 保育標準時間	午前8時00分から午後1時00分まで

○保育料の決定

3～5歳児	保育料・給食費ともに無償(一律0円)
0～2歳児	認定区分、認定時間及び保護者の町民税所得割額※等によって決定。給食費は無償

※町民税所得割額：町民の方の所得金額に応じて納める税額のこと

2 量の見込みと確保量について

(1) 教育・保育事業の現状

本町には、公立の認定こども園「多古こども園」が1か所あります。多古こども園は、千葉県の認定を受けた幼保連携型認定こども園※です。

○多古こども園

クラス区分	クラス数	定員数
0歳児	1	20
1歳児	2	40
2歳児	2	70
3歳児	4	80
4歳児	4	100
5歳児	4	100
合計	17	410

※「幼保連携型認定こども園」

教育と保育を一体的に行うことにより、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設のこと

(2) 利用者数の見込みと確保量

1号認定

単位：人

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
児童数（3～5歳）推計	191	189	179	182	171
利用者数の見込み ①	36	35	34	33	32
確保方策 ②	120	120	120	120	120
特定教育・保育施設	120	120	120	120	120
差（②－①）	84	85	86	87	88

2号認定

単位：人

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
児童数（3～5歳）推計	191	189	179	182	171
利用者数の見込み ①	153	153	144	147	138
確保方策 ②	160	160	160	160	160
特定教育・保育施設	160	160	160	160	160
差（②－①）	7	7	16	13	22

3号認定

単位：人

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童数（0～2 歳）推計	164	154	155	148	142
0 歳児推計	50	48	46	44	42
1 歳児推計	49	53	51	49	47
2 歳児推計	65	53	58	55	53
利用者数の見込み ①	110	104	107	103	99
0 歳児	30	30	29	28	26
1 歳児	32	35	34	33	32
2 歳児	48	39	44	42	41
確保方策 ②	130	130	130	130	130
特定教育・保育施設※（0 歳）	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設※（1 歳）	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設※（2 歳）	60	60	60	60	60
差（②－①）	20	26	23	27	31

※「特定教育・保育施設」

認定こども園・幼稚園・保育所の3施設（教育・保育施設）で、市町村長が国の定めた施設への財政支援の支給対象施設として確認を受けた「教育・保育施設」のこと

（3）確保方策

① 本町における教育・保育ニーズの傾向

児童人口の微減が予想される一方で、0～2歳児の保育ニーズの高まりなどから多古こども園への入園率の微増が予想されますが、全体の入園者数は微減傾向となることが見込まれます。

② 利用者数見込みの確保

今後の就学前児童人口の推移を注視しながら、質を担保した供給体制を維持します。必要に応じて保育士を確保し、職員配置の見直しやクラス編成の調整を行うなど、柔軟かつ具体的な対策に努めます。

③ 質の確保

多古こども園では、3歳児以上のクラスにおいて、国基準以上の保育教諭を配置しています。一人ひとりの気持ちに寄り添った、余裕のある保育・教育活動を行うとともに、個別支援を必要とする児童に対応し、保育の質の向上に努めていきます。

外国につながる幼児の在籍数は少しずつ増加している傾向にありますが、翻訳機の活用や保護者との連携を密にし、配慮した対応に努めます。

第5章 子ども・子育て支援の展開

1 地域子ども・子育て支援事業の展開

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■現 状

本町では、「保健福祉課」で母子保健型、多古こども園に併設されている子育て支援センター「たこ・こどもルーム」で基本型を実施しています。

	単位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施か所数	か所	2	2	2	2	2

■実施施設数の見込みと確保方策

利用者が適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう努めるとともに、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく支援できる体制づくりに努めます。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施施設数の見込み（か所）	か所	2	2	2	2	2
確保方策（か所）	か所	2	2	2	2	2

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

■現 状

子育て支援センター「たこ・こどもルーム」において、子育て中の保護者と児童が気軽に集える交流広場の提供、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、地域の保育資源の情報提供などを行っています。

	単位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人	2,060	702	1,005	938	1,017

■量の見込みと確保方策

引き続き「たこ・こどもルーム」で事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

	単位	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
利用者数の見込み	延べ人数	1,503	1,411	1,420	1,356	1,301
確保方策（実施か所数）	か所	1	1	1	1	1

（３）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■現 状

妊婦に 14 回分の受診券を配布し、希望する医療機関等において妊婦健診を定期的に受診するよう促すとともに、必要に応じて医療機関と連携し保健指導を実施しています。

	単位	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実受診人数	人	56	61	57	59	50
延べ受診回数	回	701	621	672	548	550

■量の見込みと確保方策

実績と 0 歳児の推計人口から事業量を見込みました。千葉県医師会との連携のもと、希望する医療機関における受診機会の提供を図ります。

	単位	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
延べ受診回数	回	612	660	636	612	588
確保方策	実施体制：千葉県医師会、 実施場所：利用者が希望する医療機関					
実施時期		① 妊娠初期～23 週	② 妊娠 24 週～35 週	③ 妊娠 36 週～出産まで		
	回数	1・2・3・4	5・6・7・8・9・10	11・12・13・14		
	間隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回		
検査項目	毎回の基本項目	健康状態の把握（問診・診察等）、検査計測、保健指導				
	必要に応じた 医学的検査	・血液検査 （血液型・血算・血糖 B 型肝炎抗原・C 型肝炎抗体・HIV 抗体・梅毒血清反 応・風疹ウイルス抗体） ・子宮頸がん検診 ・超音波検査	・血液検査 （血算・血糖） ・B 群溶血性レンサ球菌 ・超音波検査	・血液検査 （血算） ・超音波検査		
		血液検査（HTLV-1 抗体検査）、性器クラミジア				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■現 状

乳児（生後4か月まで）がいるすべての家庭に対し、保健師が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

	単位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延べ訪問回数	回	60	67	56	59	45

■量の見込みと確保方策

対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果をもとに実績から事業量を見込んでいます。引き続き、保健福祉課の保健師が主体となり、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
延べ訪問回数の見込み	回	57	61	59	57	55
確保方策	実施体制：保健師 担当課：保健福祉課					

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■現 状

養育のための支援が必要と認められる乳幼児、児童、保護者及び妊婦に対し、保健福祉課の保健師が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

	単位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延べ訪問回数	回	38	85	8	38	17

■量の見込みと確保方策

訪問の実績や状況を踏まえ、計画期間において最低限必要と想定される事業量を見込んでいます。

引き続き、保健福祉課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師の体制により、必要な事業量の確保を図ります。

	単位	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
延べ訪問回数の見込み	回	34	34	34	34	34
確保方策	実施体制：保健師 担当課：保健福祉課					

（６）子育て短期支援事業

保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

■現 状

本町では、子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）は実施していません。

■量の見込みと確保方策

今後、ニーズを注視し、必要に応じて実施を検討します。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりの援助を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■現 状

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施していません。

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査で利用意向が示されていることを踏まえ、実施に向けた検討を進めます。

	単位	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
実施か所数の見込み	か所	—	—	1	1	1
確保方策（実施か所数）	か所	—	—	1	1	1

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園在園児対象の一時預かり（預かり保育）

従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

■現 状

多古こども園で実施しています。

【在園児対応型】	単位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人	52	13	17	2	27

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を参考にしつつ実績を踏まえて量の見込みを算出しました。引き続き、多古こども園において一時預かり事業（預かり保育）を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

なお、本町の特定教育・保育施設は多古こども園のみであり、2号認定はすべて標準時間の保育が利用できる見込みであることから、1号認定による一時預かり事業（預かり保育）の利用のみを見込んでいます。

【在園児対応型】	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
延べ利用者数の見込み	人	52	51	46	49	46
確保方策（延べ利用者数）	人	52	51	46	49	46
確保方策（実施か所数）	か所	1	1	1	1	1

② 幼稚園在園児型以外の一時的預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■現 状

多古こども園で実施しています。

【在園児対応型以外】	単位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人	935	721	558	828	969

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を参考にしつつ実績を踏まえて量の見込みを算出しました。引き続き、多古こども園において一時預かり事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

【在園児対応型以外】	単位	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
延べ利用者数の見込み	人	1,140	1,130	1,070	1,090	1,020
確保方策（延べ利用者数）	人	1,140	1,130	1,070	1,090	1,020
確保方策（実施か所数）	か所	1	1	1	1	1

（９）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

■現 状

本町では、多古こども園で実施しています。多古こども園では、保育標準時間を８時から１９時までとし、朝の７時から８時まで時間外保育を実施しています。

	単位	R 元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
実利用者数	人	249	192	200	191	189

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を参考にしつつ、実績を踏まえて量の見込みを算出しました。引き続き多古こども園において延長保育の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

【在園児対応型以外】	単位	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
実利用者数の見込み	人	183	182	182	185	180
確保方策（実利用者数）	人	183	182	182	185	180
確保方策（実施か所数）	か所	1	1	1	1	1

(10) 病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図ることを目的とする事業です。主な事業類型は次のとおりです。

「病児対応型・病後児対応型」

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業

「体調不良児対応型」

児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該施設で一時的に保育する事業

■現 状

本町では、多古こども園1か所において平成26年度から体調不良児対応型保育を実施し、令和元年度に国保多古中央病院敷地内に病児保育施設を建設し、令和2年度から病児対応型保育を実施しています。

	単位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延べ利用者数（体調不良児型）	人	2,570	2,155	2,076	1,336	1,882
延べ利用者数（病児対応型）	人	未実施	77	196	125	174
実施か所数	か所	1	2	2	2	2

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を参考にしつつ、実績を踏まえて量の見込みを算出しました。引き続き、体調不良児対応型保育と病児対応型保育の円滑な実施に努め、必要な事業量の確保に努めます。

【在園児対応型以外】	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
延べ利用者数の見込み （体調不良児型）	人	1,855	1,809	1,769	1,769	1,689
延べ利用者数の見込み （病児対応型）	人	171	163	159	152	147
確保方策（体調不良児型）	人	1,855	1,809	1,769	1,769	1,689
確保方策（病児対応型）	人	171	163	159	152	147
確保方策（実施か所数）	か所	2	2	2	2	2

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

■現 状

本町では、保護者が昼間家庭にいない小学校児童（小学１～６年生）を対象に、学童保育所を開設し、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。町内４か所で実施していましたが、令和４年度末で「常磐学童保育所」を閉所し、令和５年度からは町内３か所で実施しています。

	単位	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
登録児童数	人	165	179	153	171	170
実施か所数	か所	4	4	4	4	3

■量の見込みと確保方策

小学生児童は減少が見込まれるものの、共働き家庭が増え、預ける子どもが増加傾向となっていることを考慮し、ニーズ調査結果から算出されたニーズ量を参考にしつつ実績を踏まえて利用者数の見込みを算出しました。町内３か所で学童保育所を運営し、必要な事業量の確保を図ります。

なお、興奮状態などの子どもを落ち着かせる場所を確保するため、令和７年度に多古学童保育所を新築します。

	単位	R７年度	R８年度	R９年度	R10年度	R11年度
利用者数の見込み	人	167	163	160	148	148
小学１年生	人	35	38	37	33	36
小学２年生	人	44	32	35	34	31
小学３年生	人	33	43	31	33	33
小学４年生	人	34	29	37	27	29
小学５年生	人	13	15	12	15	11
小学６年生	人	8	6	8	6	8
確保方策（実施か所数）	か所	1	1	1	1	1
確保方策（定員数）	人	180	290	290	290	290

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園等（特定教育・保育施設等）に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■現 状

本町では、現在、事業を実施していません。

■量の見込みと確保方策

対象となる世帯の有無を踏まえつつ、必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

認定こども園等（特定教育・保育施設等）への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■現 状

本町では、多古こども園にてニーズ量に対応できる確保量が見込まれることから、事業の実施は予定していません。

■量の見込みと確保方策

公立の認定こども園である「多古こども園」での受け入れを行っていきます。また、保育の質の向上を図るため、保育環境の整備に努めます。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

■現 状

本町では、多古町要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止と発見、子どもの保護に努めています。

■量の見込みと確保方策

計画期間中、国の動向等を踏まえながら機能強化に努めます。

(15) 産後ケア事業

産後の母子の心身のケアや育児に関するサポートを実施する事業です。

これまで、母子保健事業の一環として事業を実施してきましたが、令和7年度より、子ども・子育て支援事業計画に位置づけられることになりました。

■現 状

本町では、出産後12か月までの希望者に対して育児相談や乳房ケアなどを町外施設と連携して実施しています。

■量の見込みと確保方策

ニーズ量に対応できるよう、体制の維持を図ります。

(16) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

■今後の方向性

将来的な需要も踏まえつつ、必要に応じて事業化を検討します。

(17) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境に課題のある子どもに対し、家庭や学校以外の子どもの居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的

とする事業です。

■今後の方向性

需要と必要性を踏まえた上で、必要に応じて事業化の検討を行います。

(18) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

■今後の方向性

需要を踏まえた上で、必要に応じて事業化の検討を行います。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

就学前児童を対象として、親の就労状況に関わらず、毎月一定時間保育を利用することができる事業です。

■今後の方向性

本町においては、令和8年度より実施します。

(20) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供、相談等の伴走型相談支援を行う事業です。

■今後の方向性

面談等で相談に応じながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を図るため、出産・子育て応援給付金を支給します。

2 多古町の次世代育成支援に向けた取組

施策方針1 子育て家庭を支援する地域づくり

保護者が安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担の軽減を図ります。

すべての子育て家庭が、地域の中でのびのびと安心して子育てができるよう、子育て支援ネットワークの充実や相談・情報提供を行い、子育て家庭の不安の軽減を図ります。

▶ 施策1-① 地域における子育て支援体制の充実

子育て中の保護者の悩みや不安を解消するためには、適切な相談や助言が必要となることから、それぞれのニーズや子どもの年齢に応じたきめ細かな相談機能を充実させるとともに、子育てに関する情報提供の充実に努めます。

また、支援の体制の中に子育て中の保護者自身が積極的に参画する場として、自主的な子育てサークル等の活動を促進します。

施策・事業名	内 容	担当課
子育て相談事業	子育て相談の窓口を設け、子育て情報の提供、悩み相談に応じ、個々に応じた子育て支援を図ります。	子育て支援課
子育て支援ネットワークづくり	親子の交流会など仲間づくり、多世代間交流などによる情報交換、関係団体との子育て支援ネットワークの形成を進め、地域連携による子育て支援を図ります。	子育て支援課

▶ 施策1-② 家庭と地域の教育力の向上

家庭は子どもの将来にわたる生活習慣や人格形成の基礎的な場であることを踏まえ、子どもの成長に応じた子育てに関する知識や技術を保護者が得るための機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります。

また、子どもの健やかな成長には、家庭のみならず地域の人々との交流も重要であることから、地域学校協働活動を推進することにより、地域の幅広い方々の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるための連携・協働を図ります。

施策・事業名	内 容	担当課
祖父母家庭教育学級	毎年度小学校1校に開設し、家庭における祖父母の役割を学ぶほか、児童の学校生活に触れることで家庭教育の推進につなげます。	生涯学習課
家庭教育学級	心豊かでたくましい子どもを育てる知識や技術を学ぶとともに、親子のふれあいを深め、親同士の交流を図るため、多古こども園、小学校低学年の児童及びその保護者を対象に、講演会や体験活動等を実施します。	生涯学習課
絵本の読み聞かせ事業	司書やボランティアグループによる絵本の読み聞かせを実施します。	生涯学習課
地域学校協働活動の推進	地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働を図ります。 また、学区コミュニティ育成事業を展開し、学校と地域が連携して実施する体験学習等を支援します。	生涯学習課
体験学習の充実	町内在住の小学4年生から6年生を対象に「多古っ子カレッジ」を開催し、創作体験や自然体験、社会体験等様々な体験活動を行います。(子ども地域活動促進事業)	生涯学習課
スポーツ教室の充実	ジュニアサッカー教室、スナッグゴルフ教室、ジュニアゴルフ教室等を開催することで、子どもの自主的なスポーツ活動の推進を図ります。 また、スポーツ協会、スポーツ少年団の活動を支援します。	生涯学習課

施策・事業名	内 容	担当課
レクリエーションの充実	青少年相談員連絡協議会と子ども会育成連絡協議会が連携し、子どもの自発的な活動を促しながら各種イベントを実施します。 ジュニアリーダー研修の実施により次世代につながる指導者の育成に努めます。	生涯学習課

▶施策1-③ 子どもの健全育成

地域における子どもの自主的な活動を促進するため、家庭や地域、関係機関による協力体制の構築を推進します。

施策・事業名	内 容	担当課
青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成パイロット事業により、地域住民、学校関係者、PTA、ボランティアの協力を得て、「さわやかおはよう運動」「青色回転灯車パトロール」等の活動を実施します。	生涯学習課

施策方針2 健やかに生きる力が育まれる環境づくり

すべての子どもが健やかに成長するためには、安心して妊娠・出産・子育てができる環境が必要です。母子保健事業や小児医療などの基礎的な保健医療の基盤の充実を図るだけでなく、子どもの思春期保健も含めた妊娠期から子どもの成長における心身の健やかさを確保するための切れ目のない支援に取り組めます。

また、子どもの生きる力は、家庭のほか、集団生活の中で培われるものが多いことから、学力はもちろん、健やかな身体、思いやりや助け合いの心、社会的なマナーやモラルをきちんと身につけられる学校教育環境の充実を図ります。

▶施策2-① 母子保健と小児医療の充実

乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して子育てができる体制づくりに努めるとともに、安全に妊娠・出産できる環境づくりを推進し、各種健診や訪問指導等を通して子どもや母親の健康の確保に努めます。

また、子どもが健やかに生まれ、安心して生活ができるよう医療費の助成等や緊急時の小児医療の充実を図ります。

施策・事業名	内 容	担当課
母子健康手帳交付	保健福祉センターにて、妊娠の届け出時に、母子健康手帳・妊婦健康診査受診票及び妊婦歯科健康診査票を交付し、母子保健サービスの紹介を実施します。	保健福祉課
妊婦健康相談	健やかな子どもを産み育てるために、母子健康手帳交付時に悩みの相談に応じ適切な保健指導を行い、妊婦の健康の保持増進を図ります。	保健福祉課
ママパパ教室	子育ての知識や経験不足のため不安を持つ母親に対し、妊娠・出産・子育てに対する知識の普及と参加者の交流を図ることを目的に実施します。また、父親の参加を促進します。	保健福祉課
訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児）	妊娠届出書により、必要と認める妊産婦について保健師が家庭を訪問し、相談や指導を実施します。 新生児（生後28日を経過しない乳児）に対し、保健師による訪問指導により、母子の子育て支援を実施します。 乳児全戸訪問（生後2か月頃）を行い、母子の子育て支援を実施します。	保健福祉課

施策・事業名	内 容	担当課
・乳幼児健診（乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診） ・5歳児健診	医師や保健師、管理栄養士との連携により、乳幼児の年齢に応じて、小児科の診察、子育て・栄養に関する相談指導を実施します。 乳児健診においては、整形外科（脱臼）の診査も実施します。必要に応じ、精密受診券を発行し、医療機関への受診を勧奨します。 生後3～6か月児及び9～11か月児に、医療機関に委託して健康診査を実施します。 5歳児健診においては、発達の遅れや特性等の早期発見・治療、早期療育を目的に、小児科医師や臨床心理士による健康診査を実施し、総合的な支援体制を構築するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ります。	保健福祉課
離乳食教室	保健師・管理栄養士による離乳食の作り方や離乳食の進め方等について離乳食教室を実施します。	保健福祉課
幼児歯科健康診査（2歳児歯科健診・乳幼児健診と併せて実施する歯科健診）	幼児期からのむし歯予防として、歯科医・歯科衛生士による歯科健診、フッ素塗布、ブラッシング指導、歯科相談を実施します。	保健福祉課
予防接種	感染症を予防するため、予防接種を実施します。また、予防接種に対する正しい知識の普及を図り、接種率の向上を図ります。	保健福祉課
乳幼児発達相談	心身の発達の遅れがあるのではないかと心配される乳幼児について、心理士による発達検査と発達相談を実施し、早期発見を図ります。	保健福祉課
幼児遊び方教室	健診の事後指導である個別相談で、より支援が必要であると判断された子どもに対して、集団活動を通じた発達支援を実施します。	保健福祉課
幼児言語相談	1歳6か月児・2歳児・3歳児健診の結果必要と認められた幼児を対象とし、ことばの遅れが心配される幼児に対して、言語聴覚士が相談・指導を実施します。	保健福祉課
小児神経相談	1歳6か月児・2歳児・3歳児健診の結果必要と認められた幼児を対象とし、心身発達の遅れが心配される幼児に対して、小児神経科医が相談・指導を実施します。	保健福祉課

施策・事業名	内 容	担当課
医療体制の充実	国保多古中央病院の小児科を中心に小児医療の充実を図ります。 乳幼児精密検査は、町内医療機関のほか、町外の医療機関にも委託して実施します。	国保多古中央病院 保健福祉課
子ども医療費助成事業	0歳児から22歳大学生までの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療に要する費用の全部、又は一部を助成します。	子育て支援課
病児保育事業	多古こども園での体調不良児対応型保育とともに、国保多古中央病院での病児対応型の病児保育事業を推進します。	子育て支援課
産後ケアの支援	産後の母子の体調や子育ての心配ごと・不安について適切なアドバイスや支援等を実施します。 また、実施にあたっては、町外施設との連携により事業の充実を図ります。	保健福祉課
妊産婦タクシー利用料助成事業	妊産婦が健康診査等のためにタクシーを利用した際のタクシー運賃等の一部を助成し、妊産婦の移動に伴う負担を軽減し、健やかな出産と育児を支援します。 ・タクシー運賃の2分の1助成（乗車1回あたりの上限額5,000円）で36回分	保健福祉課

▶施策2-② 思春期保健対策の充実

思春期の性行動や、飲酒・喫煙、薬物等の問題は、子どもの心と体に大きく影響するため、学校保健を中心に、家庭や児童への性、飲酒・喫煙、薬物に関する教育を推進します。

また、思春期には、心身の発達途上の不安定さゆえに、不安や悩みなどを抱える児童・生徒、いじめや不登校等により学びたくても学べない児童・生徒もいます。学校をはじめとする関係機関が連携し、児童・生徒が安心して頼れる相談の場づくりに努めるとともに、支援を必要とする子どもに対する適切な対応を図ります。

施策・事業名	内 容	担当課
学校保健の推進	基本的な生活習慣を身につけることを目指すとともに、飲酒・喫煙・薬物などから健康を守る教育の徹底を図ります。 児童生徒の発達段階に応じた講座等を実施し、身体的性差や心と体の変化に伴う適切な態度・行動が身につくよう取り組みます。	学校教育課
相談支援の充実	児童生徒の悩みの実態を把握し、その支援策について、学校やスクールカウンセラー等が情報交換を行い、早期支援につなげます。また、各家庭へ支援機関の周知や支援に関する情報提供を行い、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。 紫陽花教室により不登校の児童生徒を丁寧に支援するとともに、アウトリーチ型支援や家庭教育のサポートを積極的に実施します。	学校教育課 生涯学習課

▶ 施策2-③ 学校等の教育環境の充実

学校においては、基礎・基本の確実な定着による学力の向上と個性を伸ばす学校教育の充実を図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育んでいきます。

また、家庭や地域との連携・協力を深め、子どもたちとのふれあいを大切にしながら活気ある学校づくりに取り組み、教職員の資質の向上、開かれた学校として充実を図ります。

施策・事業名	内 容	担当課
学校施設・環境の整備	施設の適正な維持管理や計画的な整備により、教育環境の機能を強化していきます。また、地域への開放や防災拠点としての役割を果たせるよう、関係部局との連携を図っていきます。 ・多古第一小学校の校舎増築及び既存校舎の空調改修(R7) ・学校のトイレ完全洋式化・乾式化の検討 ・中学校大規模改修等に向けた検討	学校教育課
「生きる力」を育む教育の推進	町教育大綱・教育振興基本計画に則り、計画的に各種教育施策を展開します。 ICT 機器の利活用による更なる授業改善に取り組み、教員の授業力の向上を図り、子どもが主体的に学ぶ授業の具現化を促進します。 「開かれた学校」を推進するため、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、地域学校協働本部と連携して取り組みます。	学校教育課
多古こども園と小学校交流教育活動の推進	多古こども園、小学校の職員による合同研修・情報交換を継続し、多古こども園から小学校への円滑な接続を意識した交流を促進し、幼・小が連携した教育を推進します。	学校教育課
子どもの読書活動推進	小・中学校と町立図書館が連携し、子どもの読書活動推進のため読み聞かせ会を行うほか、ブックスタートやファミリーブック事業などの実施により、読書活動の普及・促進を図ります。 子どもの読書活動を推進するため、読み聞かせの開催や授業実践を支援し、図書施設及び図書の充実を図ります。また、学校司書の資質向上に努め、学校図書館の一層の充実に取り組みます。	生涯学習課 学校教育課

施策・事業名	内 容	担当課
学校給食費助成金制度	町内の小・中学校に在籍する児童生徒及び特別支援学校に通う児童生徒の給食費の無償化を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
こども園等給食費助成金制度	多古こども園の給食費の無償化を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	多古こども園

施策方針3 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもが安全にのびのびと活動でき、親が安心して子育てできるためには、防犯・防災をはじめ、良好な生活環境の維持・向上の取組が必要です。そのため、町や警察署等の関連機関が連携するだけではなく、地域住民の協力も得ながら安全・安心なまちづくりの体制整備を推進します。

また、就労を続けたい母親が子育てを理由に退職することがなく、働きながらの子育てと母親同士の活動なども両立しうるような、男女ともに多様な生き方が選択できる地域社会づくりを推進します。

▶施策3-① 良好な居住・生活環境の整備

地域で子どもを育てていくためには、快適な暮らしに加え、安心して子育てできる環境であることが重要です。

子育て期にある世帯への住環境の整備、道路や施設環境の整備、子どもの安全な遊び場の確保、地域の環境美化等に努め、子育てに配慮した妊産婦や子育て家庭が暮らしやすいまちづくりを推進します。

施策・事業名	内 容	担当課
居住環境の向上	公園の維持管理や緑地環境と生活道路の整備を推進し、妊婦・子ども連れにとって利用しやすい、子育てにやさしい環境づくりを推進します。	空港まちづくり課 都市整備課
施設等のバリアフリー化の推進	安心して子育てができ、すべての人々にとってゆとりある生活ができるよう、町内の施設や交通機関においてバリアフリー化を推進し、快適な施設環境の実現を目指します。	関係各課

▶施策3-② 防犯・交通安全・防災対策

子どもが交通事故や犯罪被害に遭うことなく、また、災害への不安も少なく安全・安心に暮らせるよう、道路設備や防犯灯、防災備品の整備などのハード面での対策を推進します。

関係機関・団体等との連携・協力体制の強化に努め、安全・安心なまちづくりの方向性の確認・共有を図ることにより、総合的な交通事故防止・防犯対策、防災対策を推進します。

施策・事業名	内 容	担当課
地域ぐるみで児童生徒の安全を守る活動の推進	子どもの防犯対策において、防犯ブザーの携行は、犯罪抑止につながることから、引き続き新入学児童へ防犯ブザーを配付し、防犯ブザーの携行を励行します。 青少年健全育成パイロット事業により、「青色回転灯車パトロール」や帰宅時の見守りを呼びかける防災行政無線放送等を実施し、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る活動を推進します。	学校教育課 生涯学習課
交通安全指導	警察署等との協力のもと、多古こども園、小学校における交通安全教室を実施します。 警察等との連携を強化し、交通安全教室の充実を図ります。	総務課
通学路の安全確保	引き続き、学校、道路管理者、警察、教育委員会、保護者等で組織的、継続的に通学路の安全を確保するため合同点検を実施し、対策の検討・実施・効果の把握を行います。	学校教育課
防災対策	防災訓練を定期的実施するとともに、災害時を想定した妊産婦、乳幼児の避難、避難所における収容方法等について検討します。	総務課
防犯カメラの設置	子どもたちの安全を守るため、町内に防犯カメラの設置を進めます。	総務課

▶施策3-③ 子育て家庭を支援する社会環境の整備

男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てる意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。

また、一般住民や企業等に対し、子育て家庭に対する理解促進や職場環境の改善に向けた啓発活動を実施します。

施策・事業名	内 容	担当課
父親の育児啓発	ママパパ教室への父親の参加を促し、妊婦の夫に妊娠・出産・子育てについての正しい知識を啓発し、父親の子育てへの参加を促進します。	保健福祉課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備	女性が仕事と家庭生活を両立できるよう、事業所における子育てや介護に係る支援制度の充実を促進するとともに、女性が働きやすい環境づくりに取り組みます。	企画政策課
多古こども園の入園要件緩和	入園要件として、保護者の就労要件を月 64 時間以上から月 48 時間以上への要件緩和を継続します。	多古こども園

▶施策3-④ 子どもの未来を応援する支援の推進

子どもが生まれ育った環境によって教育や多様な体験の機会が得られずに将来の可能性が閉ざされることなく、安心して子どもを産み育て、子どもがいきいきと育つ環境づくりを推進します。

施策・事業名	内 容	担当課
第3子以降出産・入学等祝金支給事業	出生時に多古町に住民登録がある第3子以降の児童の保護者に対し、総額 100 万円相当の出産・入学等祝金を支給します。 ・ 出産祝金 30 万円 ・ 小学校入学祝金 20 万円 ・ 中学校入学祝金 20 万円 ・ 中学校卒業祝金 30 万円	子育て支援課

施策・事業名	内 容	担当課
奨学資金返済免除	奨学資金の返済期間において下記の要件をすべて満たした場合には、当該期間の返済を免除します。 ・多古町に住所がある ・就業している ・町税に未納がない	総務課
グローバル教育の推進	国内において校外学習や校外活動で空港等の社会資源を活用するなど、より実践的に英語を使う機会を増やし、異文化理解を深め、英語による発信力向上に向けて取り組みます。	学校教育課
愛と希望の応援給付金	出生時に多古町に住民登録がある第1子、第2子（多古町第3子以降出産・入学等祝金支給要綱による出産祝金の支給対象児童以外の子）の児童の保護者に対し、10万円の出産祝金を支給します。	子育て支援課

子どもの未来を応援する支援の推進

■内容

厚生労働省によれば、日本の子どもの貧困率※は 11.5%（令和 3 年／厚生労働省調査）となっています。また、ひとり親世帯の貧困率は 44.5%となっています。貧困は経済的困窮だけでなく、学習意欲の低下や自己肯定の欠如といった影響を及ぼし、社会の担い手となる子どもの健やかな成長を妨げ、社会的な損失につながるといわれています。

国ではこの対策として教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などの充実・強化を目指していますが、本町でも取組を推進していきます。

※子どもの貧困率：17 歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

■現状

令和 6 年 3 月に実施したニーズ調査で、『生活困難』の指標として「子どもの多様な体験」についての質問を設け、本町の現状について調査したところ、①～⑮の項目において 3 つ以上「経済的に困難」と回答した保護者は 8.4%となっており、前回調査（平成 30 年度）の 5.7%を上回る結果となっています。

■お子さんやご家族で、以下のようなことをしましたか。（小学生のみ n=179） 単位：%

	した	していない	経済的に困難	無回答
①海水浴に行く	56.4	40.8	1.1	1.7
②博物館・科学館・美術館などに行く	58.7	35.8	3.4	2.2
③キャンプやバーベキューに行く	54.2	41.9	2.2	1.7
④スポーツ観戦や劇場に行く	44.7	49.7	2.8	2.8
⑤遊園地やテーマパークに行く	83.2	11.2	4.5	1.1
⑥毎月おこづかいを渡す	21.8	70.4	5.0	2.8
⑦毎年新しい洋服・靴を買う	89.4	5.0	3.9	1.7
⑧習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる	66.5	25.7	6.7	1.1
⑨学習塾に通わせる（家庭教師に来てもらう）	29.1	56.4	11.7	2.8
⑩お誕生日のお祝いをする	95.5	2.2	1.1	1.1
⑪1 年に 1 回くらい家族旅行に行く	65.9	21.2	10.6	2.2
⑫クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	95.5	2.2	1.1	1.1
⑬子どもの年齢に合った本を読ませる	67.0	30.2	1.1	1.7
⑭子ども用のスポーツ用品・おもちゃを買う	91.6	5.6	1.7	1.1
⑮子どもが自宅で宿題や勉強をすることができる場所がある	93.3	4.5	1.1	1.1

■今後の方向性

本町では平成 29 年度より「奨学資金返済免除」、令和元年度より「第 3 子以降出産・入学等祝金支給事業」、「愛と希望の応援給付金」、小・中学校等の給食費の無償化に続く令和 3 年度から多古こども園の給食費の無償化を開始しました。

また、従来からの取組である「体験学習の充実（施策 1-②）」、「子ども医療費助成事業（施策 2-①）」、「学校保健の推進（施策 2-②）」などにより、多様な体験の機会の確保、子どもに対する医療体制の充実、正しい食生活や生活習慣の確立といった環境の整備を引き続き推進します。

施策方針4 支援が必要な子育て家庭と子どもへの取組

すべての子どもたちが心身ともに健やかに学び、育っていく上で、ひとり親や障がいのあることが成長の妨げになることがないよう、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要になることがあります。経済的な困難を和らげるための支援だけでなく、相互理解を促進し、自然な助け合いの精神を発揮できるような土壌の醸成を推進します。

▶施策4-① ひとり親家庭の自立支援の推進

すべての子どもについて最善の利益を考え、ひとり親家庭に対し、きめ細かな福祉サービスの展開や子育て、生活、就職への支援などの総合的な対策を推進します。

ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないというような子育ての悩みや、経済力の弱さが多くみられる傾向にあることを考慮し、サービスや支援制度に関する情報提供と利用支援に努めます。

施策・事業名	内 容	担当課
児童扶養手当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として「児童扶養手当法」に基づく手当を支給します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付制度の相談及び申請窓口事業を実施します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。	子育て支援課

▶ 施策4-② 障がい児施策の充実

子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもへの支援や在宅福祉サービスの充実を図ります。

障がいのある・なしに関わらず、すべての人々が分け隔てなく共存できるという「ノーマライゼーション」の理念のもとで、障がい児の健全な発達を支援し、本人はもちろんその保護者が必要な時に適切な支援が受けられる体制づくりを推進します。

施策・事業名	内 容	担当課
教育支援と特別支援教育の充実	各学校の実態に合わせて教育支援員を配置し、個々の状態や特性に応じたきめ細やかな支援を行います。 一人ひとりの可能性を最大限引き出すため、発達段階及び特性に応じたきめ細かな指導や支援を行います。	学校教育課
交流教育の機会の拡充	児童生徒の社会性、自立心の育成と、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援学級と普通学級との交流を継続します。	学校教育課
簡易マザーズホーム	未就学児に対し、発達特性を踏まえた保育を実施するとともに、保護者の相談・支援を実施します。	保健福祉課
障がい児のための福祉サービスの提供	児童福祉法、障害者総合支援法に基づき、放課後等デイサービス、地域生活支援事業等の各種サービスの提供を実施します。	保健福祉課
各種手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当などの支給を実施します。	保健福祉課
補装具・日常生活用具等の給付	補装具費の支給を実施します。 日常生活用具の給付・貸与、用具の取付工事に要する費用の助成を実施します。	保健福祉課
重度心身障害児（者）医療費の支給	「多古町重度心身障害者の医療費助成に関する条例」に基づく医療費の支給を実施します。	保健福祉課
医療的ケア児への支援	医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ります。	保健福祉課

▶施策4-③ 児童虐待の発生防止

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、多古町要保護児童対策地域協議会の活用により関係機関のネットワーク強化を図り、児童虐待に関する相談の充実、虐待の予防・早期発見に努めます。

施策・事業名	内 容	担当課
多古町要保護児童対策地域協議会の活用	児童虐待の防止・早期発見を目的に、多古こども園のほか、保健師、主任児童委員、民生委員児童委員、県の児童相談所等との関係者のネットワークを強化し、協議会を活用します。	子育て支援課
児童虐待防止の啓発	児童虐待が重大な子どもの人権侵害であることを町民や関係機関に啓発し、地域全体で虐待防止に取り組む機運を醸成するとともに、児童虐待に関する通告義務の周知を図ります。	子育て支援課
被害にあった子どものケア体制づくり	専門家によるケアをしていくとともに地域でのアフターケア体制の整備を行い、日常生活に支障のないような環境づくりを進めます。	子育て支援課

ヤングケアラーへの支援

■内容

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どもがヤングケアラーと呼ばれています。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方自治体等が各種支援に努めるべき対象としています。

■現状

令和6年7月～8月に実施した中学生アンケートで、ヤングケアラーに関連する設問を設け、本町の現状について調査しました。大人の代わりに家のことや家族のお世話をしていると回答した生徒にどのようなことをしているかを聞いたところ、「年下のきょうだいの世話をする」、「家事（食事の用意、掃除（そうじ）、買物など）」に加え、「家族の薬の管理（飲む量や時間、回数、小分けにするなど）」、「家族の看病」、「外出や病院の付きそい」、「家族の仕事の手伝い」との回答が見られました。

また、その影響については、「とくにない」の回答割合が最も高くなっていますが、一部、「自分の時間がもてない」、「宿題や勉強をする時間がなくなる」「趣味（しゅみ）や部活動ができない」、さらに、「眠る（ねむる）時間が少なくなる」、「遅刻（ちこく）や早退をしてしまう」、「学校を休まなければならない」との回答が示されました。

■家族にかわって、次のようなことをしていますか。（中学生のみ n=8）

	回答数	%
年下のきょうだいの世話をする	4	50.0
家事（食事の用意、掃除（そうじ）、買物など）	4	50.0
きょうだいの送りむかえ	0	0.0
家族の薬の管理（飲む量や時間、回数、小分けにするなど）	1	12.5
家族の介護（かいご）（トイレやお風呂の世話）	0	0.0
外出や病院の付きそい	1	12.5
家族の看病	2	25.0
家族の仕事の手伝い	1	12.5
その他	0	0.0
無回答	1	12.5
回答者数	8	

■今後の方向性

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題で支援が必要であっても表面化しにくいといわれています。

本町としては今後、早期発見・早期対応につなげるための仕組みづくりについて、学校等関係機関と連携しながら検討していくことが求められます。

第6章 計画の推進

1 計画の周知・広報

本町が今後目指す子ども・子育て支援とは、まずは子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、保護者が子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

そのため、本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業サービスをはじめ、子育て支援施策の内容について、町のホームページや広報紙等を通じて速やかな周知を図ります。

2 教育・保育の提供にあたって

(1) 教育・保育の一体的な提供と質的向上の推進

認定こども園は、従来の保育所・幼稚園の機能・設備等を併せ持ち、小学校就学前の子どもへの保育・教育や、家庭等の子育て支援を一体的・総合的に提供でき、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本町では、教育・保育カリキュラムや施設・設備等の充実を図るべく、平成26年度に町内の公立幼稚園、保育所を認定こども園である「多古こども園」へと移行しました。

「多古こども園」を就学前の地域の子どもの育成拠点とし、豊かな人間性や生きる力の基礎を培う質の高い教育・保育の一体的な提供を推進します。また、多古こども園の適切な事業運営に努めるとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、職員の研修等を実施するなど、発達や学びの連続性を踏まえ、家庭はもちろん小学校等の関係機関との連携強化に努めます。

さらに、保護者のニーズに応えられるサービス提供体制を目指し、適切な評価と改善・努力を促進し、サービスの質の向上に努めます。

(2) 産後の休業及び育児休業の保育等の利用支援

保護者が多古こども園等への入園時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないよう、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子育て支援課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の子どもが多古こども園等へ速やかに入園できるよう、柔軟な受け入れの促進や優先度の引き上げなど支援の充実を検討していきます。

3 計画の進行管理

(1) 連携による施策等の推進

計画の推進にあたっては、すべての町民が多古町の子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

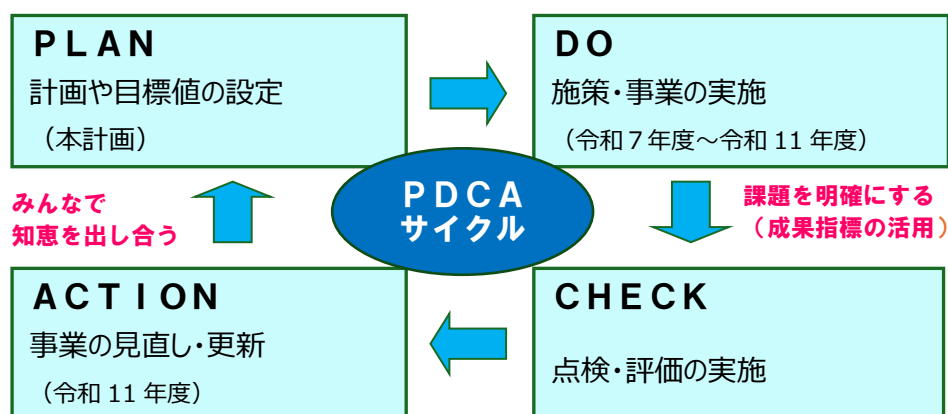
そのため、本町では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、町民の理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

(2) 実績把握・評価・見直し

計画期間中は、子育て支援課が事務局となり、「多古町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関などと連携して、計画の進行を管理していきます。

計画において設定した量の見込みや確保方策の数値等をもとに、事業の進捗状況を把握・評価し、取組の継続的な改善を図ります。さらに、5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画における目標の一つです。



■資料編

- 1 多古町子ども・子育て会議設置要綱
- 2 多古町子ども・子育て会議名簿

